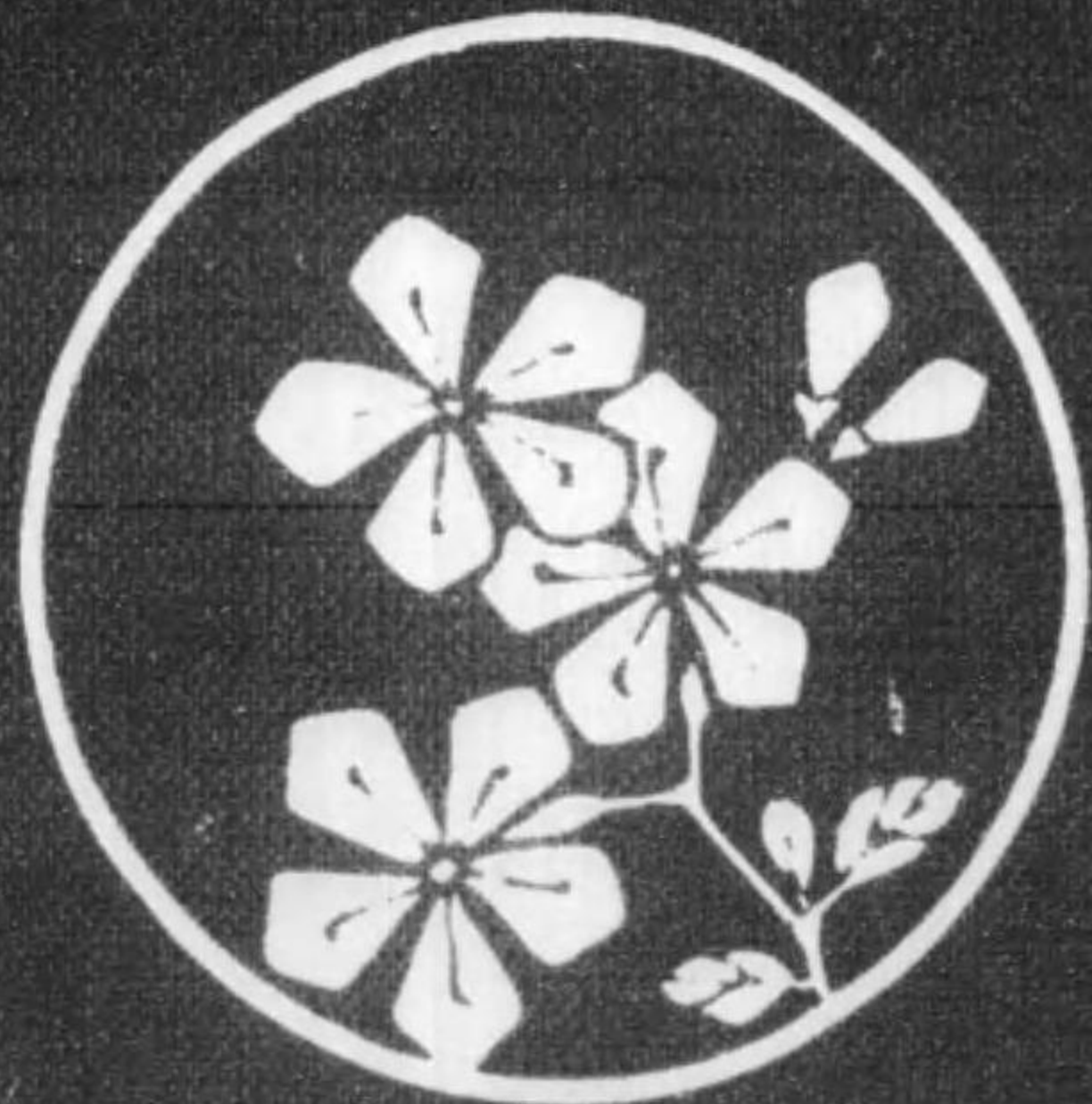
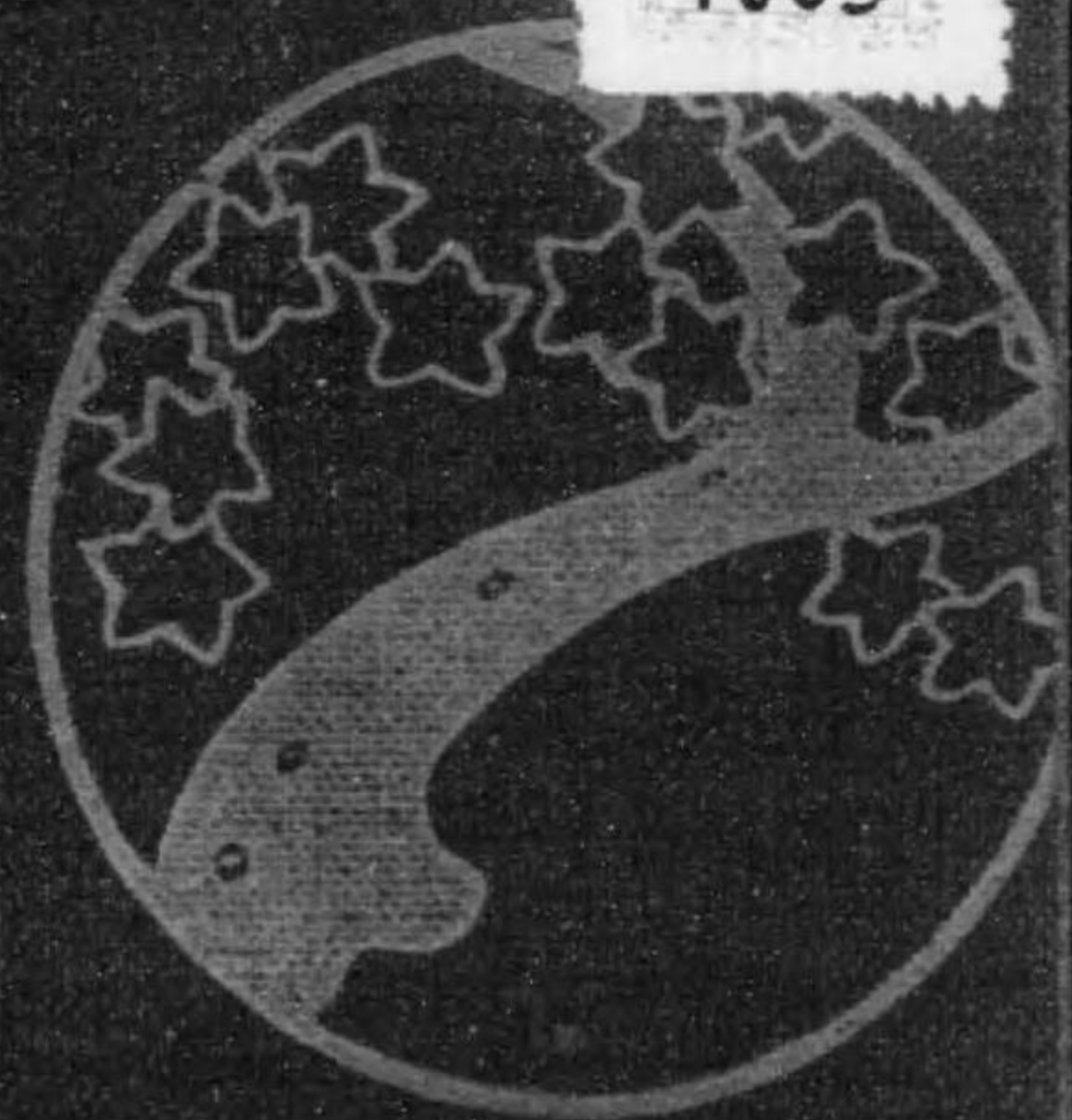


始



327
1005

島原鐵道史



327-1005

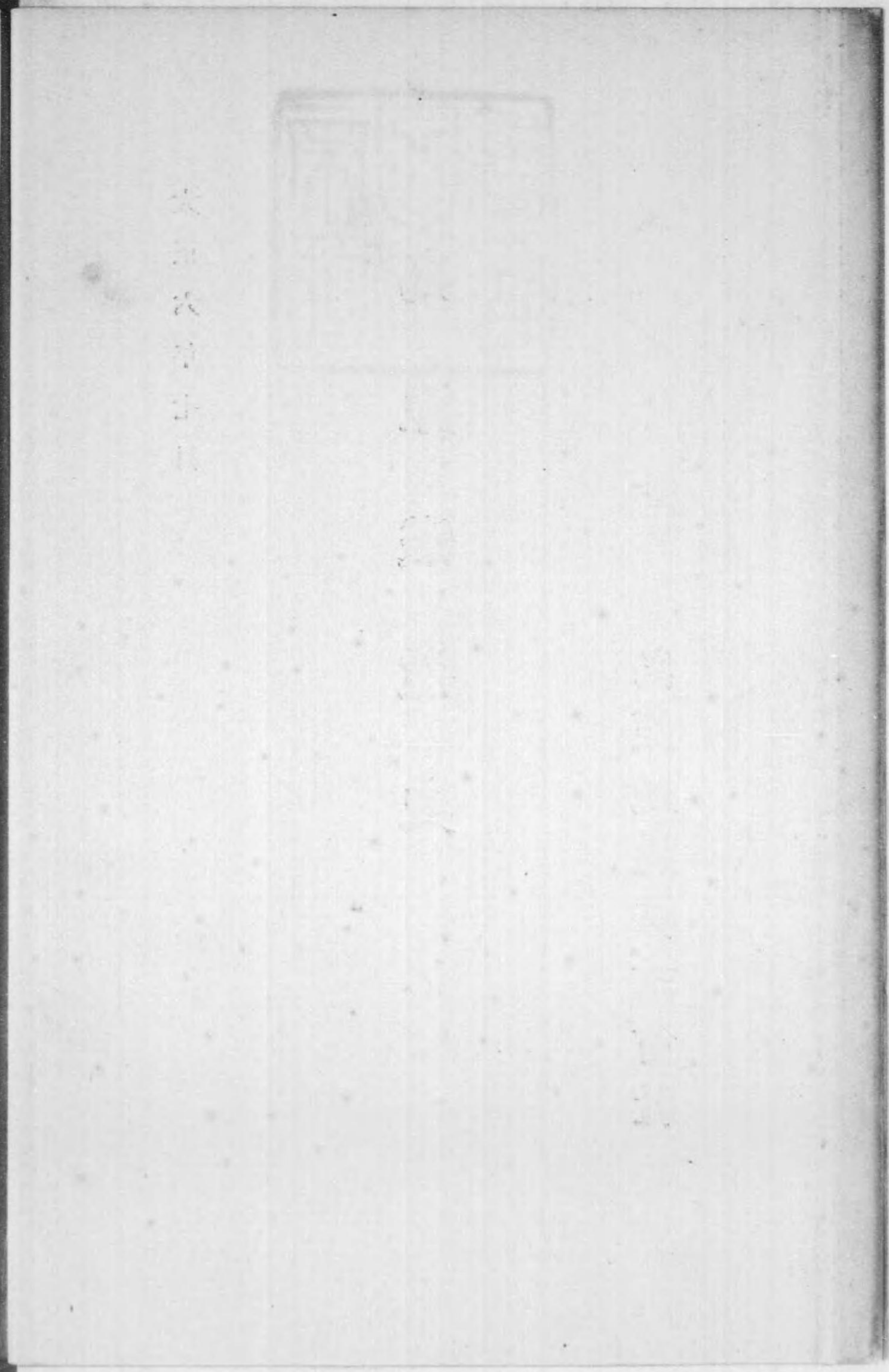
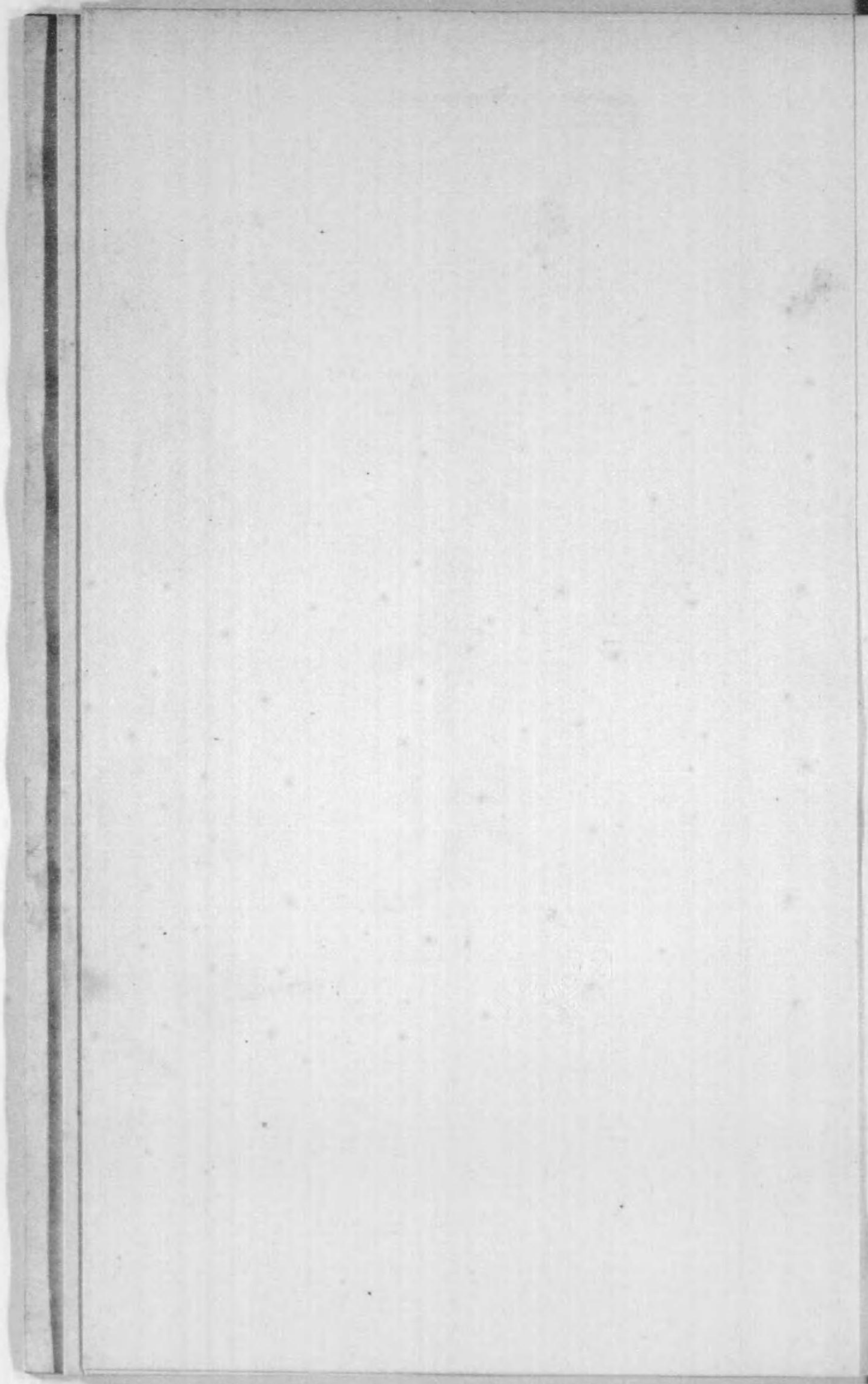
大正六年七月



原
鐵
道
史

島原鐵道株式會社





補生
化功



利年題





昔年松溪峽

收切半島

之交通樞要

全矣

甲寅初夏題

沈承先



家为国



心 用

德 善 美 矣



好善家



子河生

子軍威備



祝島原鎮道開業

七十七翁安河道人



巴蜀山河
辭別天末
牛流馬憶
當年如令
若
有武侯
出
應
向
土
功
先
著
鞭
龍
水
原
口
要
題

大正己卯秋



開林鑿壑竣
工新鐵路成
條便步民何
日重追巡檢
跡雲仙山下
白雲賓

蒼川義



都鄙通便

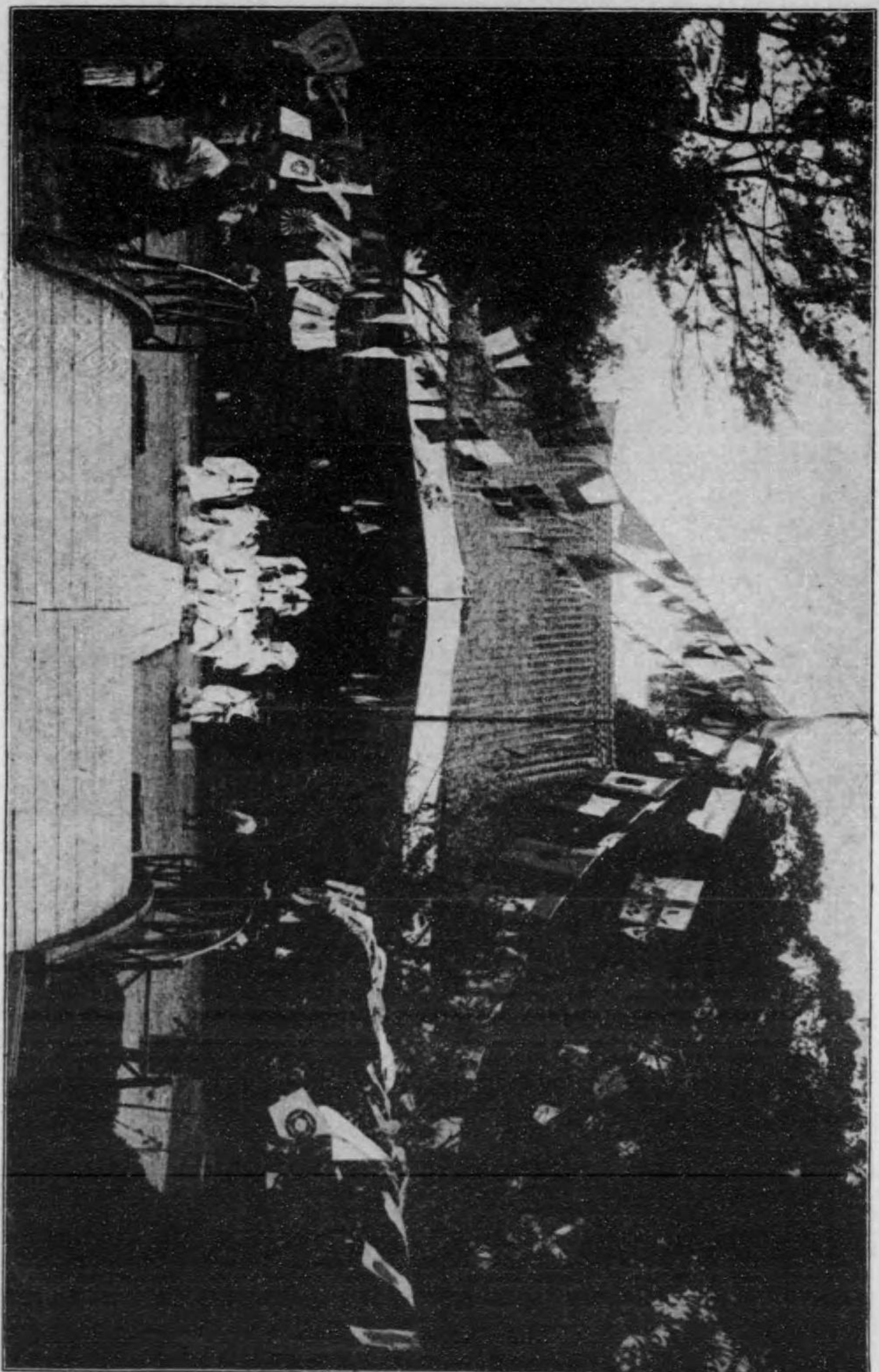


遠近倚利

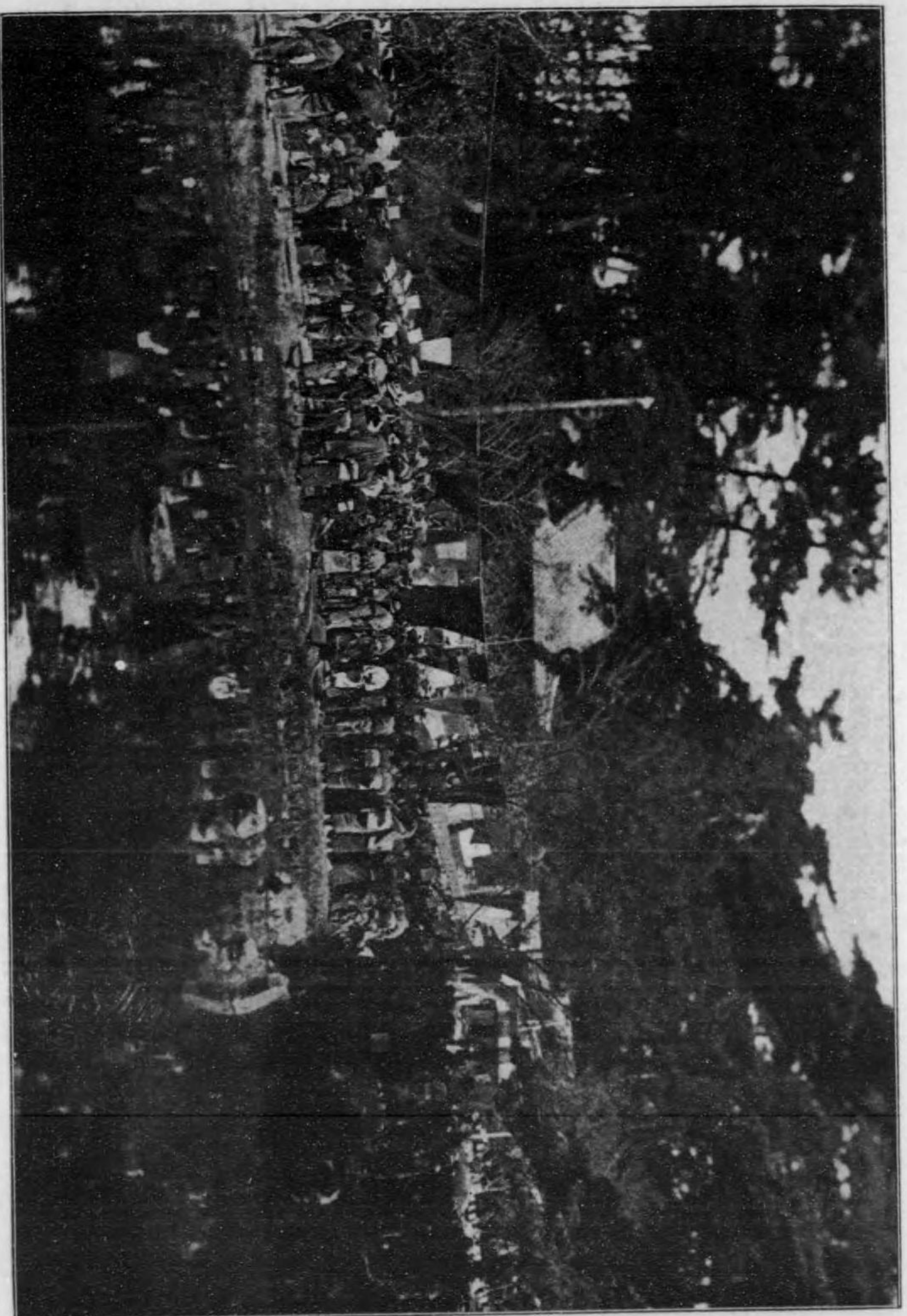
甲寅秋

陸心書

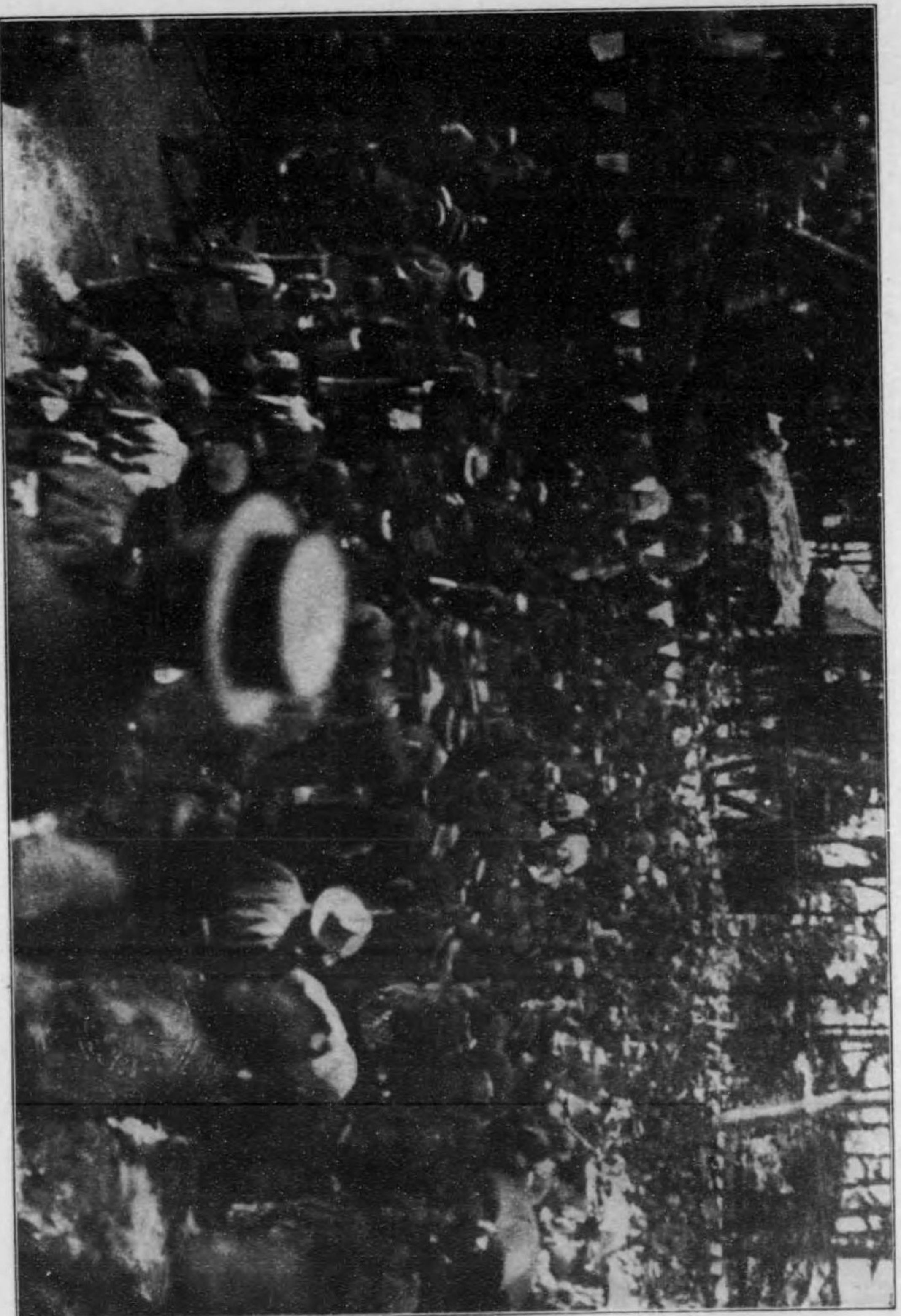




島原鐵道株式會社起工式

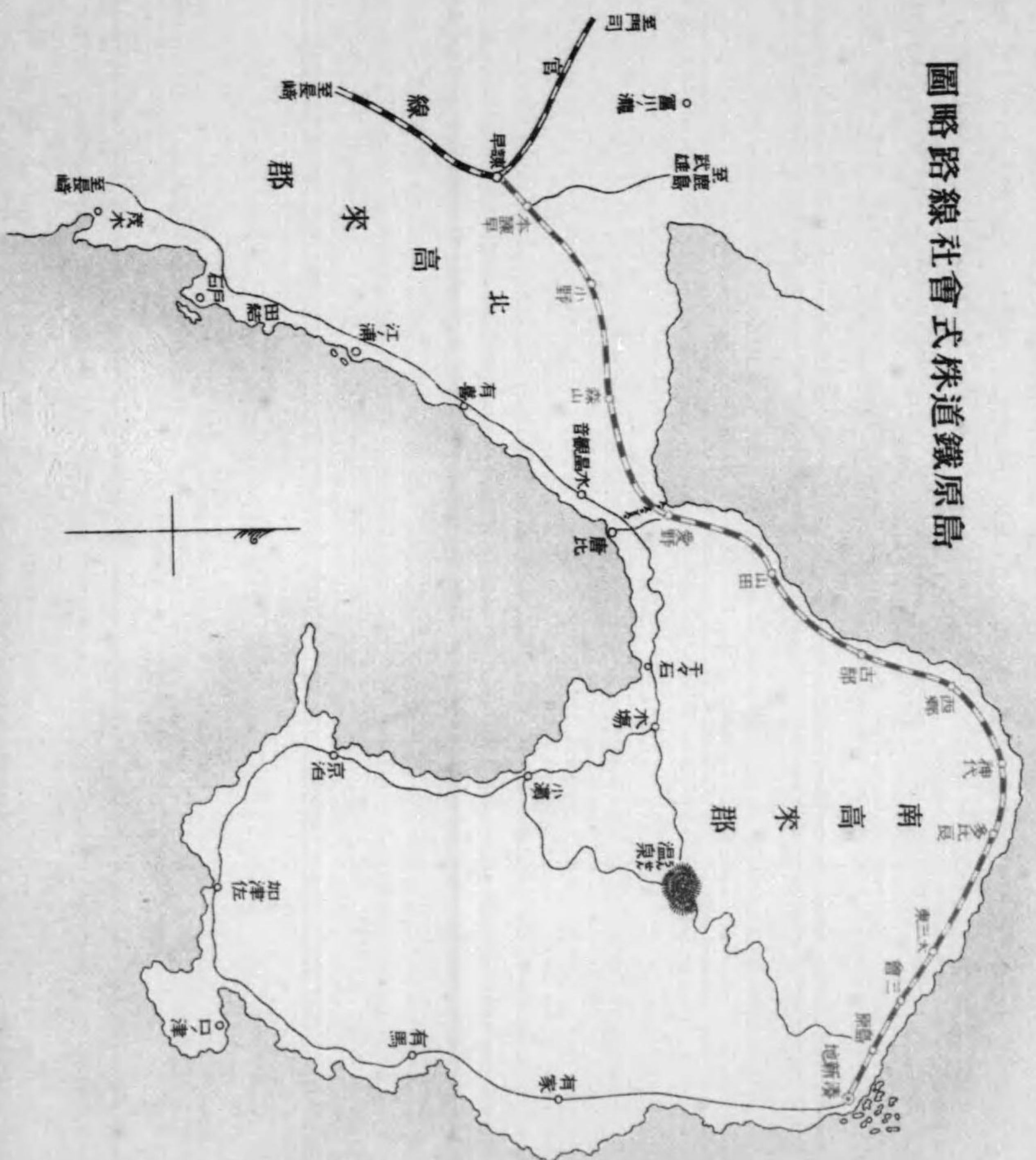


大正二年八月廿八日 磯原株式會社全體式光景



大正二年八月廿八日 磯原株式會社通光景

島原鐵道株式會社路線略圖



序 文

島原鐵道工事竣成し同地方の發達日に月に著大なるものあるは余の大に喜ふ所なり該鐵道は前後七年間植木元太郎君始め地方有志諸氏の熱心なる計畫努力に依て克く全線延長貳拾六哩餘の建設を了したるものにして此長歲月間資金の募集敷設に伴ふ企畫經營營業上の損益に關する用意等其困難苦心實に多大なりしことは余の同情

に堪へざる所なり惟ふに島原地方は鐵道開通後交通の利便を享くること多大なるや言ふまでもなく産業に人文に今後依て以て長足の進歩を爲すや必せり然らば即ち當事者諸氏の勞も亦自から酬へられたりと謂ふへし

大正三年六月

原敬

島原鐵道史

目次

第一章 會社創立の由來	一
一 創立の起源	一
二 協議會	三
三 假免許狀下附申請	一七
四 資本増加	二三
五 株式募集	三一
六 縣郡費補助	三三
七 株金拂込	三八
八 創立總會	四二
第二章 創立後の施設	四五

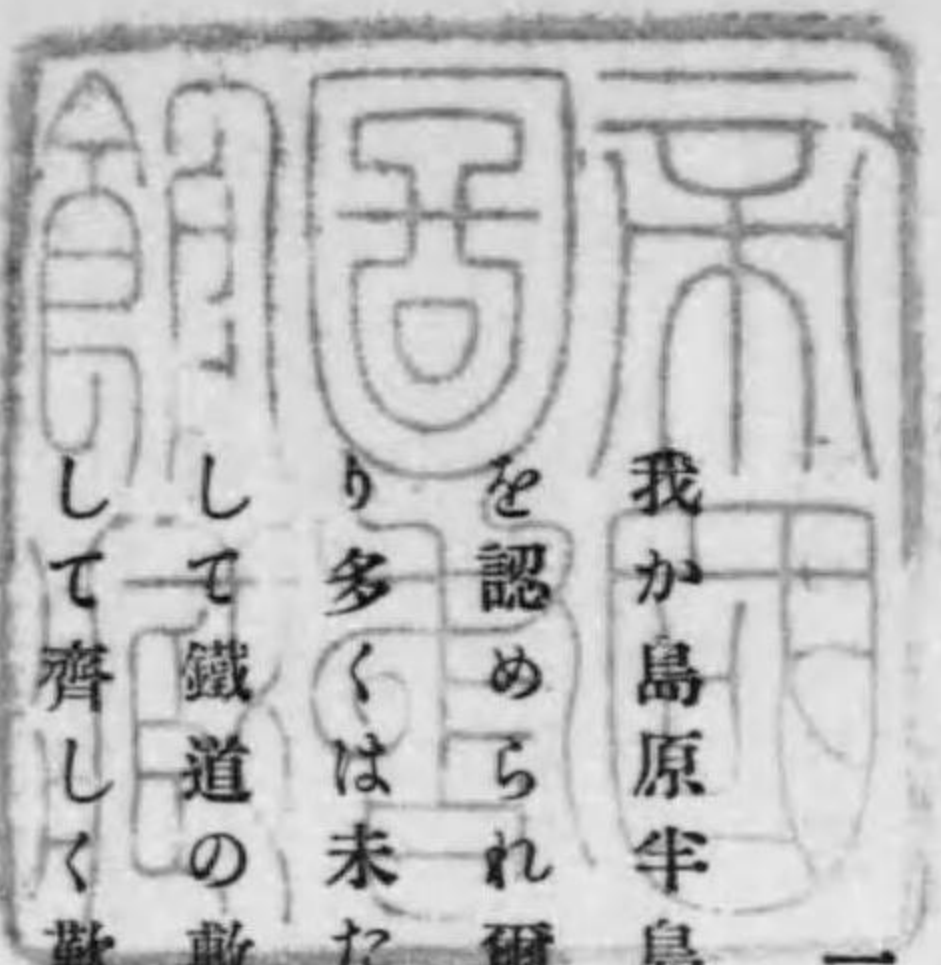
第三章	資本及社債補助金	五七
第四章	線路	七一
第五章	車輛	八一
第六章	營業	八五
第七章	收支	八九
第八章	起工式並に開通式	九二
	一起工式	九二
	二第一工區開通式	九七
	三第二工區開通式	一〇三
	四第三工區開通式	一〇四
	五全通式	一〇五
第九章	結論	一一三
附 錄	重役表、發起人表、職員任免一覽表	

島原鐵道史

第一章 會社創立の由來

一 創立の起源

我が島原半島沿岸の鐵道敷設は二十七八年戰役後有明鐵道の發起に依り其の急務を認められ爾來之を企畫唱道するもの一再にして止まらざりしも種々の障礙に因り多くは未だ緒に着くに至らずして挫折し在苒空しく歲月を経過し何れの日を期して鐵道の敷設を見るべき前途殆んど信賴するに足るの人なく我が地方人士をして齊しく歎聲を發せしむるに至れり此の時に當り南高來郡選出代議士植木元太郎氏は夙に我が地方交通機關の不備を憂ひ當局又は資本家并に斯道に經歷を有する人士に就き銳意鐵道敷設の設計調査に従事せり明治三十八年十二月帝國議會の召集に應じて上京の途次汽車中東都の兩宮敬次郎氏に邂逅し談偶々島原鐵道敷設の事に及び茲に始めて同氏か嘗て熊本百貫及島原の間を來往して親しく實地踏査



を試み竊かに島原鐵道敷設に囑望しつゝ、あるを知り好機逸すへからすと爲し滯京中屢々會合して意見を交換し遂に資本金參拾萬圓の株式會社を組織し該資本金の半額は同氏に於て引受けんとするの協議一決せるを以て該鐵道設計に關する一切の書類を携帶して歸縣の後痛切に島原鐵道敷設の急務を唱へ尙具體的完成案を齎して時の南高來郡長田中岩三郎氏に謀る所あり恰も好し同郡長も島原鐵道敷設の急務を認め明治三十九年三月郡書記原口五郎氏を隨へ親しく伊豫鐵道を視察し一面郡書記谷崎源一郎氏を佐賀縣に派し武雄鹿島間の輕便鐵道に就き調査せしむる等交通機關の施設に關し懷抱を持すること尠なからず茲に於て田中郡長植木代議士の意志期せずして一致し相共に誓つて必成を期せんことを約せり明治三十九年六月一日田中郡長植木代議士の兩氏は田中郡長邸に會合して鐵道設計に關し種々評議を凝らす所あり此の日郡書記原口五郎同谷崎源一郎の兩氏も參席して其の議に與かりたり協議の結果は南高來郡島原港より北目各村を経て北高來郡諫早に至る縣道を利用して石油發動機の輕便鐵道敷設のことに一決し尙其の施設經營に關し大體の方針を協定せり是れ實に島原鐵道株式會社設立の濫觴なり

二 協議會

明治三十九年六月三日鐵道敷設發起に關し島原町村湊町有志者三十五名へ田中郡長より島原町平野屋へ集會の案内狀を發して協議會を開催せり席上田中郡長は交通機關と人文發展との關係上より鐵道敷設の必要に及ひ果して敷設すとせば金融界の現狀より見て今日を以て最好時機たる旨を述へて勸誘演説を試み伊豫鐵道視察の概要を附言し次に谷崎郡書記の武雄鹿島間輕便鐵道の視察談あり次に植木元太郎氏は兩宮敬次郎氏と東京に會合して設計せる地圖豫算設計書等を示して石油發動機の輕便鐵道敷設あり結局協議の末植木氏の提出案により敷設の事に決定し尙近日郡内各町村有志の會同を求めて發起人を定め順次進行すへき事に協定せり當日來會者は郡長田中岩三郎郡書記谷崎源一郎同原口五郎代議士植木元太郎島原町清水繁三山下直二郎木村治三郎初島深三、中島金兵衛、山崎啓治、塚島富三郎、片山廣吉、大澤雄藏、澤井恒治、白須安太郎、古賀惠次郎、島原村天野信敏、中島政敬、藤本頼慶、谷崎寒士、佐々木義一、松村幹二、小早川狷太郎、中根周文、湊町生田忠三郎、渡邊儀三郎、長石

安次郎、西有家村、本多重一の二十八氏なり

同年七月十六日島原町村、湊町有志者協議會を平野屋に開催す來會者は田中郡長、植木代議士、中村島原町長、藤本島原村長等總員十七名にして曩に協定したる縣道利用の石油發動機輕便鐵道は道路幅員工事か到底縣の改修を見るは不可能の事に屬し且つ兩宮氏か創業費一半引受説は縣道利用を第一の條件とし其改修費は縣費若くは郡費によりて爲すに非されは引受けを承諾せざるに就き地方有志に於て全部出資を要する事となるを以て可否如何に就き協議の末遂に縣道利用を止め別途敷地を新設し且つ石油發動機使用を變更して普通機關車を用ひ鐵道條例により營業を爲す事に因りて株式募集の方針を探り建設費を七拾萬圓と概算し先づ島原町村、湊町に於て内拾五萬圓を引受くる事此の方針に依り郡内有志者の意見を糾合し北高來郡に交渉する事及び郡内有志者の協議會に提出すべき設計概算書調製を植木元太郎氏に托し塚島富三郎、山下直二郎の二氏を相談役に囑託する事等を決定せり同月二十七日南高來郡長及本郡二十九ヶ町村長並に有志者八十餘名の協議會を平野屋に開催し植木塚島、山下、三氏の調製に成る設計豫算敷設費六拾貳萬五千圓を以

て普通輕便鐵道を敷設する事に決定し更に敷設に關する委員として島原町村、湊町より各五名を其他の各村より各二名を五日以内に選出する事に議決し而して該委員決定後北高來郡へ交渉をなし漸次事業の進行を圖ることに協定せり當日の來會者は島原町中村助千代、塚島富三郎、山崎啓治、中島金兵衛、山下直二郎、澤井恒治、大澤雄藏、片山廣吉、初島深三、湯淺定靜、白須安太郎、清水繁三、古賀惠次郎、島原村田中岩三郎、藤本頼慶、谷崎源一郎、原口五郎、谷崎寒士、中島政敬、松村幹二、佐々木義一、小早川狷太郎、天野信敏、中根周文、杉谷村荒木直義、宮崎九八郎、吉田折衛、三會村柴田倉次郎、石川定平次、倉本槌男、森喜一郎、大三東村北島孫左衛門、加藤龜吉、湯江村金森直言、宇土豐太、多比良村植木元太郎、植木猛丸、寺田半次郎、太田治十郎、松本甚藏、松尾貞明、土黒村兵藤武美、神代村深江東三郎、片岡小十郎、今村八郎、西鄉村力武國三郎、伊福村林田藤三、前田作三郎、古部村中岡幾一郎、平田秀一、岩永嘉市、守山村品川京吉、山田村中村家治、愛野村酒井湛、田中理三郎、千々石村矢島保高、小濱村本多寛一、草野千代三、北串山村松藤總衛、南串山村松村初三郎、加津佐村天本吉郎太、口之津村田口應吉、南彦朝、南有馬村北村總族、松尾信智、松島政太郎、北有馬村八木文治、笹田儀三太、西有家村本多重一、酒井市五郎、東有家

村小國勝三郎、本多喜八郎、堂崎村中野豊次郎、布津村山崎孫一郎、深江村高柳敬壽、安中村河野道繼、大場卯佐治、小鉢竹壽、湊町鶴殿長保、松尾榮、松下覺太郎、殿村穂輔、長石安治郎の八十三氏なり

同年八月十一日南高來郡各町村設計委員會を郡役所内に開催す出席委員は六十餘名にして島原町村、湊町の委員は連帶を以て第一優先株式拾五萬圓以上を引受け殘餘は郡内各村並に北高來郡より募集するの決議をなし北高來郡交渉委員選定は會長田中郡長の指名に任せ島原町塚島富三郎、湊町渡邊儀三郎、島原村下田兼三、深江村小林武治郎、多比良村植木元太郎、守山村品川幸四郎、山田村吉田安治の七氏を選定し交渉期日を同月十六日と決定せり

同月十六日北高來郡諫早町郡會議事堂に於て南高來郡交渉委員參與の上北高有志者の協議會を開催せり席上田中郡長は南高郡有志者の決議に係る鐵道敷設の概要を述べて北高の賛同を得て兩郡一致協力の上之か成功を期せむとするの趣旨を陳述し併せて株式配當豫定額貳拾萬圓を引受けられたき希望を交渉せしに北高部は結局少數者の集合にては諾否を即決し難く更に日を期して全郡有志者の集會を開

き且つ各町村に於て委員を選定し其再會議に依り賛否を決定して回答すへきことに議決したり當日來會者は南高來郡長田中岩三郎、郡書記原口五郎、植木元太郎、小林武治郎、渡邊儀三郎、藤本頼慶、塚島富三郎、吉田安治の八氏北高來郡長富永正喬、諫早町佐藤彌吉、山田種治、諫早村田中傳七、木原頼三、寺田正顯、蘆塚龜三郎、諫早家代理木下敬太郎、北諫早村田中友輔、江副四郎、小野村西岡傳三、森山村貝田禎藏、山崎謙藏、川口嘉太郎、小栗村西原勝之助、山口岩松の十六氏にして島原時報社主幹長石安治郎氏參加せり同年九月十四日北高來郡にては諫早町會議事堂に於て各町村長並に有志者の會合をなし協議の結果全郡一致を以て南高來の鐵道敷設に賛同し更に設計委員として鐵道沿路の町村より各三名其他の町村より各一名を推選し越へて十六日設計委員會を開催して大體の方針を決定し南高來交渉委員を選擧したり

同月二十四日南高來郡役所内に於て南北兩郡交渉委員會を開催せり北高來よりは郡長富永正喬氏外委員三名出席し去月十六日南高來より交渉せる北高來郡引受株式高の件に就き協議し北高來にては豫定配當額貳拾萬圓を引受くる事に決定せり同月二十七日島原町村、湊町の委員會を當郡役所内に開き株式引受高拾五萬圓の配

當方並に經費支出に關する件を議定せり
同月二十九日南高來郡委員會を島原町平野屋に於て開催せり出席者は田中郡長、原口郡書記及各町村委員四十六名にして田中郡長は去る二十四日交渉委員會に於て北高來と協定せし事項を報告して全部の承認を求め更に株式總高六拾貳萬五千圓の内北高來引受高貳拾萬圓島原町村、湊町引受高拾五萬圓を控除したる殘額貳拾七萬五千圓を各村に於て分配引受くる事、創立事務所を南高來郡役所内に設置する事、發起人を十月十日迄に各町村に於て選定し事務所へ報告する事、會社名稱を高來鐵道株式會社と命名する事等の諸件を協定せり

同年十月八日南高來部敷設委員代表者植木元太郎、塚島富三郎、中島政敬の三氏は長崎へ出張し同市在住の南高出身主腦者を招待し鐵道敷設に關する株式募集其他施設に關する概要を述べて意見を叩きしに何れも賛成を表して充分の盡力をなすへき旨を承諾せり依て同月十二日更に同地小島福屋に於て田中郡長參與の上南高出身者五十餘名を會合して發起人及株式募集に就き協議をなし帆足隼太郎、岡野正理、松尾豊太郎、堤啓一郎、伊達太吉、田中直三郎、岡本利宗、中村格、小島才治、大津禮八郎、鹽谷

熊男の十一氏を同地株式勸誘委員として選舉せり

同月二十日北高來郡に於ては委員總會を郡會議事堂に開催し會社名稱を高來鐵道株式會社と假定する事、株式引受者の保證金の件は南高部へ再交渉をなす事、創立事務所を當分郡役所内に置く事、創立委員中より整理委員七名を置く事、發起株引受人の氏名及其株數は本月二十七日迄に通報する事等の諸件を議決し猶整理委員として西原勝之助、木原頼三、木下吉之丞、勝良百太郎、山田種治、山口直三郎、山崎謙藏の七氏を選舉せり

同年十一月九日高來鐵道株式會社南高部發起人總會を島原町平野屋に於て開催す來會者は八十餘名にして郡長田中氏を會長に推選し先づ發起人中より創立委員正副二十名を各町村の區域により選舉する事、創立委員中より互選を以て常務委員を選挙する事、常務委員手當書記備聘、發起人より創立委員に對する委任狀書式等の諸件に就き協定せり當日選舉の結果當選人名左の如し

創立委員

町村	島原町	同町	湊町	島原村	山田村	西郷村	多比良村	土黒村	大三東村	守山村	神代村	深江村	西有家村	加津佐村	小濱村
正員	塚島富三郎	山崎啓治	長石安治郎	藤本頼慶	吉田安治	蘆塚利市	植木元太郎	加藤龜吉				小林武治郎	相良鹿間		
副員	古賀惠次郎	初島深三郎	渡邊儀三郎	中島政敬			村里貞範	鵜殿幾太郎	品川幸四郎	深江東三郎			本多重一	本多親宗	

常務委員

植木元太郎、古賀惠次郎

當日出席發起人は藤本頼慶、木村治三郎、清水作兵衛、初島深三、植木元太郎、渡邊儀三郎、上田金平、山本久衛、石川定平治、宮崎政十郎、堀田亮三、本多重一、塚島富三郎、早稻田良三、大澤雄藏、中島金兵衛、松下覺太郎、古賀惠次郎、南彦七郎、吉田定治、大町猪三郎、宮崎東一、柳田十一郎、城臺良治、岩淺イネ、小林武治郎、中山文樹、金子惣衛、山崎啓治、大場卯左治、松下勝太郎、本田倭一郎、澤井恒治、相良鹿間、生田忠三郎、長石安治郎、片山廣吉、野田和七、八木武八、梅津美都藏、牧瀬貞觀、下田兼三、吉富禎次郎、本多親宗、中村隼太、高木孫市、小鉢竹壽、宇土豊太、森謙治、吉田安治、荒木勘十郎、青木金二、平田秀一、林田藤藏、片岡小十郎、田中平治、品川京吉、深浦巍一、松尾治太、品川幸四郎、島田平衛、白山蕃一、下田敏鎌、早稻田禮藏、田浦長藏、松本九八郎、松本甚藏、松尾貞明、村里貞範、植木喜傳治、田中直三郎、寺田半治郎、松尾豊太郎、鹽谷熊男、石尾幸次郎、酒井八十八、蘆塚利市、吉田良八、本多綱臣、長池類治、甲斐德三郎、太田治十郎、荒木清、山下保八郎、鵜殿幾太郎、總員八十五名なり

同月十日南高部創立委員會を南高來郡役所内に開催す來會委員は植木元太郎氏外十一名にして創立進行に關する一般方針及北高交渉事件に就き協議する所あり當創立事務所を當分上の町郡役所前に設置する事北高との交渉會は同地よりの通知を待ちて期日を定むる事等を協定せり

同月同日北高部高來鐵道發起人總會を同地郡會議事堂に於て開催す來會者は發起人三十餘名にして富永郡長を會長に推選し發起人株一株に付金壹圓の證據金を十一月二十日迄に納付せしむる事創立委員十名を選擧する事創立委員へ發起人より委任狀を交付する事等の諸件を議定し創立委員選舉は會長の指名に一任し其結果正員として諫早町野田益晴、諫早村木原頼三、小野村木下吉之丞、同村西岡傳三、森山村山崎謙藏、田結村大久保富五郎、古賀村鍬塚卯三郎、本野村山口直三郎、長田村古川壽一郎、深海村勝良百太郎の十名を推選し右委員中より指名を以て委員長に野田益晴を副委員長に木下吉之丞氏を推選し次に副員として山田種治、芝塚龜三郎、田崎松一郎、喜多智八郎、吉谷慶一郎、森愛太郎、佐藤覺、貝田藤四郎、西原勝之助、松原保吉の十名を選せり

同月十九日南高部創立委員會を同郡役所内に開催し島原諫早停車場設置箇數、位置並に本社を島原に設置する事等を議決せり

同月二十六日南北兩郡創立委員會を北高來郡會議事堂に於て開催す出席者は發起人の選定に係る兩郡の創立委員二十名並に兩郡長、郡書記にして先づ兩郡の提出に關する協議事項の照合協議會を開き野田益晴氏を會長に推し原案として左の事項を協議決定せり

一 常務委員を兩郡より各二名宛選舉の件

(南高植木元太郎、古賀惠次郎、北高野田益晴、木下吉之丞に決定)

二 出願總代二名選舉の件

(南高植木元太郎、北高野田益晴に決定)

三 創立委員旅費日當の件

(日當壹圓、宿泊料壹圓、車馬賃壹里貳拾錢、汽車賃壹哩五錢、汽船賃壹哩五錢に決定)

四 創立費豫算の件

(金參千圓を以て總豫算額とするに決定)

五 假定期款の件

- 一 社名を島原鐵道株式會社とす(可決)
- 一 取締役を三名以上七名以下とす(六名以下に決定)
- 一 監査役を二名以上五名以下とす(四名以下に決定)
- 一 取締役及監査役は五拾株以上を有するものとす(可決)
- 一 取締役の任期は三ヶ年とす(可決)
- 一 監査役の任期は一ヶ年とす(可決)
- 一 取締役の供託する株數は五拾株とす(可決)
- 一 株券の種類は一株券、五株券、拾株券の三種とす(可決)
- 一 専務取締役一名を置き之を社長とす(可決)
- 但取締役は互選とす
- 一 相談役五名以下を置く事あるへし(削除)
- 六 停車場の位置(南高八ヶ所、北高四ヶ所)に決定
- 七 兩郡に書記一名宛を置く事

但給料月額拾五圓以内、外に諸雇給月額五圓以内を以て雇入れを爲す事(可決)

八 臨時技師雇入れの件(植木野田兩委員に一任する事に決定)

九 本社位置の件(次會迄延期に決定)

本社位置の件に就ては南高委員は島原に設置したき希望を唱へ北高委員は之に反對して諫早に設置せむことを主張し交渉數回に至りて容易に決せず
翌二十七日も富士屋旅館に於て妥協を試みたるも議論百出して遂に決定するに至らず兩郡委員は已むを得ず後日を期して散會せり
同月二十八日植木元太郎、野田益晴の兩氏は南北創立委員會の決議により測量技師雇入れの爲め門司九州鐵道株式會社へ出張し技師澁川主一郎氏雇入れの協議を纏め歸來せり

同年十二月三日澁川技師來着越へて六日諫早より順次線路の實測を開始し同月二十一日南高來郡湊町停車場豫定地迄二十五哩十五鎖の測量を終了し圖面調製の爲め一旦門司九鐵本社へ歸り翌年一月十二日作成圖面を携帶再ひ來島せり
明治四十年一月十三日南高創立委員會を島原町創立事務所内に開催す來會者は田

中郡長、原口郡書記、澁川技師の三參與員及創立委員植木氏外十二名にして軌間を貳呎六吋とし輕便鐵道とする事、本社を南高來郡島原村に置く事、取締役を六名とし專務取締役貳名を置き南北兩郡均一に選出し社長を置かざる事、資本金を六拾五萬圓に増額する事等を議決せり

同月十八日島原鐵道南北兩郡創立委員會を南高來郡役所に於て開催す出席者は南高部參與員田中郡長外二名委員植木氏外九名北高部參與員富永郡長外二名委員野田氏外九名にして本會を開くに先ち交渉を試みる事とし北高部より提案せる軌間を三呎六吋に變更する事に對し南高部に於ては軌間の變更は同意し難しと決定し北高部へ通知したり越へて二十日北高部よりは更に一軌間は變更せず二、本社は島原に置く事、三、社長は北高部より選出する事の三項を提案せり之に對し南高部は第一、第二項は之に同意す第三項は同意し難く專務取締役貳名を置き兩部より各一名を選出する事に決定し北高部に通知したり翌二十一日兩郡長及ひ常務委員より顧問一名を置き北高部より選出する事の妥協案を提出し之に對し兩部略合意したるも北高部委員は既に過半歸郷したるを以て歸郡の上更に委員會を開催し確答する

事とし同部に於て可決するときは別に本會を開かすして確定する事に定めて交渉を終了せり

同月二十三日北高來郡委員は諫早に於て更に協議會を開き其結果越へて二十五日委員木下吉之丞、勝良百太郎の二氏來島し南高部委員に交渉する所あり相談役若くは顧問一名を置き最初は北高より推薦すへき精神、決議案に對し兩部委員は相共に賛同したるを以て茲に相互扞格の感情は遂に圓滿なる融和の解決を見るに至れり

三 假免許狀下附申請

明治四十年二月二十七日豫て發起人の調印中なりし島原鐵道敷設假免許狀下附申請書は調印終了せるを以て常務委員古賀惠次郎氏携帶長崎縣廳へ提出せるか同廳にては調査の上直ちに本省へ進達せり申請書起業目論見書、特許願書は左の如し

私設鐵道假免許申請書

今般私共申合せ島原鐵道株式會社を發起し長崎縣肥前國北高來郡北諫早村九

州鐵道株式會社諫早驛接續地を起點とし同郡諫早村、諫早町、小野村、森山村、南高來郡愛野村、山田村、守山村、古部村、伊福村、西郷村、神代村、土黒村、多比良村、湯江村、大三東村、三會村、杉谷村を経て島原村に至る間に鐵道を敷設し旅客貨物運輸の業を營み度候間特別の御詮議を以て右鐵道敷設假免許狀至急御下付被成下度成規に基き別紙書類圖面を具し此段申請仕候也

明治四十年二月二十八日

島原鐵道株式會社發起人

百四十四名連署

遞信大臣山縣伊三郎殿

島原鐵道株式會社起業目論見書

第一 目的

北諫早村より島原村間に鐵道を敷設し沿線の旅客貨物輸送の業を營むを以て目的とす

第二 商號及本店設置地

本會社は島原鐵道株式會社と稱し本社を長崎縣肥前國南高來郡島原村に置く

第三 線路の起點及終點並に其經過すべき地名

長崎縣肥前國北高來郡北諫早村より起り諫早村、諫早町、小野村、森山村、同縣同國南高來郡愛野村、山田村、守山村、古部村、伊福村、西郷村、神代村、土黒村、多比良村、湯江村、大三東村、三會村、杉谷村を経て島原村に至る延線貳拾五哩

第四 鐵道の種類及軌間

本鐵道は單線蒸汽鐵道にして軌間は貳呎六吋とす

第五 資本の總額

金六拾五萬圓

第六 株式總數及一株の金額

株式總數壹萬參千株壹株金額五拾圓

第七 發起人の氏名住所發起人の引受くべき株式の總數並に各發起人の引受株數

發起人の引受くへき株式の總數八千壹百四拾壹株各發起人の引受株數並に氏名住所左の如し

引受株數	氏名	住所
略	略	略

人員百四十四名

(備考) 規則第七會社存立時期ヲ定メサルニ依リ記載セス第八ノ事項ハ第七ノ事項ニ合併シテ省略ス

明治四十年二月二十日

島原鐵道株式會社發起人

百四十四名連署

鐵道建設に付特許願

本社が鐵道を敷設せんとする全線路は僅に延長貳拾五哩にして普通旅客の外小濱溫泉に浴客の集散と幾分の穀類及雜貨あるのみにて特殊の貨物なきに依り建設規定に基き設備を爲すときは經濟上困難なるを以て輸送力に差支へさ

る限度に於て輕便式設備となし過度の工費輕減仕度尤も左記事項の制限特に御許可被成下度此段奉願候也

一 築堤又は切取に於ける施工基面の幅(側溝を除く)は軌道中心より其外緣迄五呎以下とす

一 軌條は鋼製にして重量一碼三十封度を使用する事

一 軌道の軌間を貳呎六吋とする事

明治四十年二月二十日

島原鐵道株式會社發起人

百四十四名連署

遞信大臣山縣伊三郎殿

然るに主務省にては調査の結果敷設費の少額に過ぐるを以て幾分の増額をなし更に申請すへき旨注意ありしを以て上京中の植木野田兩委員は協議の上臨機の處置を取りて申請せしかは主務省にては直ちに書類を内閣へ回送せり
同年三月十八日追加發起人稻田勝彦外五名分の追加發起人上申書を提出せり是に

因りて發起人總數は百五十名發起人引受株式數は八千四百四拾壹株となれり
同年五月十八日付を以て假免許狀下付せられたり即ち左の如し
第四百四十五號

假 免 許 狀

島原鐵道株式會社發起人

塚 島 富 三 郎
外 百 四 十 九 名

右申請に係る旅客及貨物運送の用に供する爲め長崎縣肥前國北高來郡北諫早
村より同縣同國南高來郡愛野村を経て同縣同國同郡島原村に到る鐵道敷設の
起業を認可し假免許狀を下附す此假免許狀下附の日より滿十二ヶ月以内に本
免許の申請をなすへし
但軌道の幅員は將來政府に於て必要と認むる場合に於ては相當の期間を定め
成規の幅員三呎六吋に改築せしむへし
明治四十年五月十八日

遞信大臣山縣伊三郎印

四 資本増加

同年六月十六日北高部に於ては創立委員會を開き敷設費六拾五萬圓を九拾萬圓に
増加の件を協議し滿場一致を以て之を可決せり
同月二十四日南高部に於ては創立委員會を同郡役所内に開催す來會者は田中郡長
及創立委員拾五名にして田中氏會長席に就き本年一月十八日より同二十八日に至
る對北高部交渉顛末を報告し植木常務委員よりは假免許申請顛末及敷設費再調査
顛末を報告し次て左の諸件を議定せり

一 資本増加の件

六拾五萬圓を九拾萬圓とし内八拾萬圓を株式に拾萬圓を社債とする事

二 目論見書變更の件

目論見書敷設費概算書收支概算書同説明書假定欸等變更を要し其認可申請

は出願總代二名を以て之を爲す事

三 増株分擔の件

北高部と南高部と分擔の割合は前例に依る

四 實測の件

事業の進捗を圖る爲め會社成立前實測に着手する事

同月二十五日島原鐵道株式會社南高部發起人會を平野屋に於て開催す來會發起人は五十七名參與員郡長、郡書記にして田中郡長は會長席に着き創立に關する經過を報告し次に植木常務委員は假免許申請並に敷設費再調査の顛末を報告し次て去る十六日創立委員會に於て決定せる資本増加其他の諸件に就き協議せしに滿場異議なく原案を可決せり

同年七月六日南北兩郡創立委員會を北高來郡會議事堂に開會す南高部は委員塚島富三郎氏外九名參與員田中郡長、原口郡書記にして北高部は委員野田益晴氏外九名參與員富永郡長、島合、中村兩郡書記にして主催地常務委員野田益晴氏を議長とし兩部常務委員の合議に成れる原案に依り決議せる事項左の如し

第一 資本金増加の件

資本金六拾五萬圓を九拾萬圓とし内八拾萬圓を株式に拾萬圓を社債とする事

第二 目論見書變更の件

目論見書、敷設費概算書、收支概算書、同説明書、假定款等變更を要し其認可申請は出願總代二名を以て之を爲す事

第三 増株分擔の件

島原部と諫早部と分擔の割合は前例に依る

第四 實測準備の件

株式募集と同時に線路實測の準備を爲す事

第五 株式募集の件

一 募集期限は九月十五日とする事

但期限内と雖も滿株となりたるときは募集を締切る事あるべし

二 應募株超過の場合は按分比例を以て割當て五株に止め一株未滿の端數は創立委員の決定に一任す

但五株迄は按分比例を用ひざるものとす

三 第一回拂込金は一株に付拾圓とす

但證據金を併算す

第六 株式募集費の件

九州は(郡内を除く)手数料として一株金參拾錢其他は金五拾錢とす

但株式募集の爲め委員出張の場合は縣内に限り別に旅費を支給す

同月十一日島原町村湊町の創立委員會を南高來郡役所内に開會す來會者は田中郡長、原口郡書記、委員植木氏外五名にして増資に伴ふ三町村の引受高分配の件及株式募集方法に就き協議せり

同月十五日南高部創立委員會を同郡役所内に開催す出席委員塚島富三郎氏外十三名參與員田中郡長、原口郡書記にして田中郡長は議長として諫早に於ける本月六日兩郡創立委員會の決議を報告し次て左の諸件に就き議定せり

一 増資本郡引受高配當の件

増資本郡引受高拾萬圓は別表の通り郡内各町村に配當負擔する事(別表略す)

二 株式募集受持區域を定むる事

創立委員は左の町村を以て其受持區域と定む湊町、島原町、島原村

(渡邊、長石、山崎、塚島、初島、古賀、藤本、中島)

杉谷村、三會村、大三東村、湯江村、多比良村、土黒村

(加藤、植木、鶴殿、村里)

神代村、西郷村、伊福村、古部村、守山村、山田村、愛野村

(深江、蘆塚、品川、吉田)

千々石村、小濱村、北串山村、南串山村、加津佐村、口の津村、南有馬村

(本多親、相良)

北有馬村、西有家村、東有家村、堂崎村、布津村、安中村

(本多重、小林)

三 郡内募集期限の件

郡内募集は八月十五日を期し結了する事

四 郡内募集方法の件

町村長會議の際常務委員より募集を依頼し當該町村發起人及び創立委員と共に盡力を乞ふ事

五郡外募集の件

一長崎は委員に於て出張募集を爲す事

(田中郡長及植木塚島出崎する事)

一韓國は中島委員渡韓中に付歸國の上狀況を問ひ臨機の處置を取る事

一各方面へ各自に應募を勧誘する事

六町村負擔額責任の件

株式募集は其配當額に充つる迄は其町村の責任者の負擔とす

七募集株式處理方法の件

一長崎及韓國に於ける應募額は町村の配當額に充つるを得ず

一郡外に於ける應募額は手数料を要せざる者のみを其町村の配當額に編入

す

但手数料を要せざる應募株にして町村の配當額に編入せざる分の手数料

は郡の特別雜費に充つる事

同月十六日日本月五日付を以て申請せる目論見書變更の件は本日付を以て認可書の下付ありたり申請書及認可書左の如し

私設鐵道目論見書變更認可申請書

一明治四十年五月十八日第四百四十五號假免許狀御下附相成候島原鐵道株式會社起業目論見書中鐵道敷設費用其他再調の結果左記事項變更仕度候間速に御認可被成下度依て訂正を要する書類添屬此段申請候也

第五 資本の總額

金九拾萬圓内 金八拾萬圓株式
金拾萬圓社債

第六 株式總數及壹株の金額

株式總數壹萬六千株、壹株金額五拾圓

明治四十年七月五日

島原鐵道株式會社發起人總代

長崎縣南高來郡多比良村四百九拾番戶

植木元太郎

同 縣北高來郡諫早町六拾八番戶

野田益晴

遞信大臣山縣伊三郎殿

鐵第五七五號

島原鐵道株式會社發起人

植木元太郎

外百四十九名

明治四十年七月五日附申請島原鐵道起業目論見書變更の件認可す

明治四十年七月十六日

遞信大臣山縣伊三郎印

五 株式募集

前記の如く主務省の調査注意に基き資本を増額し且つ起業目論見書變更も既に認可ありたるを以て資本總額九拾萬圓の内八拾萬圓に對する株式を壹萬六千株とし此内發起人引受株數八千四百四拾壹株を控除したる殘額七千五百五拾九株は之を南北高來郡及一般に於て募集する事とし左の募集手續を規定し明治四十年八月三日之を發表せり

島原鐵道株式會社株式募集手續

一當會社は明治四十年五月十八日私設鐵道法に依り遞信大臣より假免許狀下

附相成候に付左記の手續により株式募集仕候

一募集すべき株數 七千五百五拾九株

但應募株超過の場合には按分比例を以て割當て五株に止め壹株未滿の端數は創立委員の決定に一任す尤も申込株數五拾株迄は按分比例を用ひざるもの

とす

二 申込證據金 壹株に付金壹圓

三 第一回拂込金額 壹株に付金拾圓(證據金併算)

四 申込期限 明治四十年九月十五日限

但期限内と雖も滿株となりたる時は募集を締切る事あるへし

五 申込場所 長崎縣南高來郡島原町創立事務所
同 縣北高來郡諫早町創立事務所

明治四十年八月

島原鐵道株式會社發起人

是に於て南高來郡部に於ては各町村發起人中より擔當募集委員を選み熱心に勸誘に勉め各村へは谷崎、原口兩郡書記屢出張巡回して督勵する所あり其結果各町村とも意外の好成績を得日ならずして滿株に達するの盛況を見るに至れり同時に北高來郡部に於ても發起人及委員の協同盡力により意外の好結果を得たり長崎市へは植木、木下、古賀の三常務委員出張勸誘し非常の好況にて滿株に達せしを以て豫定の如く遂に九月十五日を以て締切を爲すの運に到達せり

六 縣郡費補助

明治四十年九月十二日南高部創立委員會を南高來郡役所に於て開催す出席者は委員塚島富三郎氏外十四名參與員田中郡長、原口郡書記にして植木常務委員より株式募集の狀況を報告し縣郡費補助問題に就き協議をなし北高來郡へ交渉する事に決定せり

同月十五日南高部創立委員會を島原町創立事務所に開催し協議の末縣郡費の補助を受くる事に決定し更に更に南北兩郡の補助歩合協定の爲め委員中より植木、塚島藤本の三氏を推薦して北高部委員へ交渉せしむる事に決定したり

同月二十三日南高部創立委員會を同郡役所内に開催す出席者は委員塚島富三郎氏外十一名參與員田中郡長、原口郡書記にして植木常務より縣郡費補助の件に就き北高部へ交渉せし結果を報告し更に協議の末縣郡費補助申請歩合を縣費に於て年五分南高來郡費に於て年四分一厘六六六、北高來郡費に於て八厘三三三の割合を以て請願書を提出する事に決定せり

同年十月十五日縣郡費補給請願書を本縣知事並に兩郡長に提出せり即ち左の如し

請願書

縣下南北高來兩郡は土地膏腴產物豊富にして人口も亦稠密なり一葦帶水を隔て肥筑の沃野に接するか故に交通頗る頻繁なるは今更喋々を俟たざる所なりと雖も此兩郡を貫通する所の縣道は貳拾餘年前の開鑿に係り其幅員狹隘にして僅かに貳間内外に過ぎす現今旅客貨物輸送の唯一機關たる車馬と雖も疾驅するを得ざること多し然るに人口年に増加し產物月に増進の傾向あるのみならず將來對岸熊本福岡二縣の發達亦頗る囑目すべきものある今日に當り速かに之に適應するの策を講せざるに於ては現に運輸交通上の不便なるのみならず將來の困難は今日に倍蓰するものあるべきは瞭然たるに付兩郡の有志者茲に考ふる所あり島原鐵道株式會社を設立して北高來郡北諫早村より南高來郡島原村に達する延長貳拾五哩の鐵道を敷設し以て一は諫早に於て九州線に接續し一は島原に於て海岸に達せしめ汽船に依て追々全通すべき鹿兒島線目下

熊本に於て建設中なる百貫鐵道に接續し旅客の便と貨物の速達輸送費の輕減とを圖り且縣下物産の増進を促さんとするの目的を以て本年二月二十日政府に鐵道敷設の出願をなし本年五月十八日假免狀の下付を受けたるに付既に募集の株式は滿株に有之候然るに鐵道の事業たる頗る多額の資金を要し而して收益の豫想は充分相立ち居候得共建設中は勿論竣工後と雖も初の數年間は或は豫定の収益を得る事能はざるやも難計而して縣下目下の經濟上の状態より考ふれば若し之か爲めに百萬圓に近き資本を固定せしめ加ふるに之に對する利益配當を爲すを得ざる場合もあらは蓋し縣下の財界に一大恐慌を惹起する事なきを保せず是深く發起人等の憂へて止まざる處に御座候依て昔年舊日本山陽九州鐵道會社が政府より受けたる資本に對する配當補給の先例に倣ひ會社設立を告げ第壹回拂込を爲したる以降拾年間壹ヶ年に付拂込資本に對し會社配當利益年六歩に達せざる場合は該不足額の二分の一(南高來郡へは十二分の五)(北高來郡へは十二分の二)補給仰度請願仕候本會社は前記線路の外第二期豫定線として少くも愛津驛より分岐して南高來郡小濱村に達せしむるの計畫に有之是蓋し是等地方の爲め

に必要なのみならず延ては長崎市の繁榮にも關する所なりと信し候而して鐵道事業か時に軍國の用に供せられ又産業の發達に至大の關係を有し即ち國家に貢獻する所尠からざる事は茲に絮説するの必要も有之間敷と信し相略し候何卒閣下發起人等か微意のある處を洞察せられ特別の御詮議を以て御採納相成度別紙參考書類相添へ此段請願仕候也

明治四十年十月十五日

島原鐵道株式會社創立委員總代

南高來郡多比良村四百九拾番戶

植木元太郎

北高來郡諫早町六百八番戶

野田益晴

長崎縣知事荒川義太郎殿

南高來郡長田中岩三郎殿

北高來郡長富永正喬殿

(各通)

(參考書類省略)

同年十月十九日南北兩郡常務委員會を南高來郡役所内に開く出席委員五名及參與員田中郡長原口郡書記にして諫早郡募集總株數四千七百拾株中へ長崎募集總株數の二分の一四百九拾七株及島原郡募集株の内より壹百株計五百九十七株を補填の件并に縣費補給請願運動に關し南北兩郡より各二名を長崎へ派遣する事及第一回拂込斷行の件等を協定せり

同年十一月十八日南高部創立委員會を同郡役所内に開催す出席委員は植木氏外十三名參與員田中郡長原口郡書記にして植木常務委員より縣郡費補給問題の經過及創業費の概算を報告し次に縣郡費補給問題に就き各擔當委員を擧げて運動方針を定め更に第一回拂込期日等に就き協定せり
曩に提出せる縣郡費補給請願に對し縣當局にては調査の結果其補給を建設費補助に變更し毎年金壹萬圓宛七ヶ年間補助する事として縣參事會に提案し同年十二月二十四日の縣會に於て大多數を以て原案の通り決定したり而して南高來郡にては同月十六日の郡會に於て毎年金七千五百圓宛六ヶ年間北高來郡にては同月十九日

の郡會に於て毎年金千五百圓宛六ヶ年間補助する事に満場一致を以て議決したり

七 株金拂込

前項記載の如く既に株式募集の結了を告げ且縣郡費補助問題も確定せるを以て明治四十一年一月八日各發起株主及應募者に對し株式募入確定及來る二月十五日限り第一回拂込一株に付金五圓の拂込通告を爲せり其拂込取扱銀行は左の如し

湊町	數寄屋銀行	島原町	同	支店
湊町	島原銀行	島原町	同	支店
湊町	西海銀行	長崎市	十八	銀行
諫早町	諫早銀行	諫早町	諫早商人銀行	

然るに時恰も舊年末に際せしと且一般經濟界の不振は金融の逼迫を促し爲めに拂込遅々として豫定の期日内に完了する能はず依て之れか整理に關し屢協議の上期限後郡内各町村の地方委員をして各自分擔區域を定めて督勵に従事せしめ南高來郡役所よりは郡書記谷崎源一郎、原口五郎、寺田維定の三氏を各町村に派出取纏め方

に盡力せしめ長崎市へは古賀常務委員を出張整理せしむる等百方苦心盡瘁する所あり其結果遂に同年四月十九日に至りて第一回株金拂込の完了を見るに至れり明治四十一年二月十二日島原町村湊町創立委員會を島原町創立事務所で開催す出席委員は古賀常務外六名參與員田中郡長、原口郡書記にして實測及工事は直營とする事、技師備聘は逕信省野村工學博士の推薦を請ひ其選定に關しては在京中の本縣代議士五氏へ一任する事、其他株金拂込未濟者に對する督促方法に就き協定せり、同月十四日南高部創立委員會を同創立事務所で開催す出席委員は塚島富三郎氏外十四名參與員田中郡長、原口郡書記にして實地測量は直營とし會社成立前着手する事、技師備聘の件、株金未拂込者督勵の件、創立總會準備の爲め南北兩郡創立委員會開催の件等を協定せり

同年三月十七日島原町村、湊町創立委員會を同事務所に開催す出席委員は植木元太郎氏外五名參與員原口郡書記にして技師雇入期限及給料額に關し協議を爲し期限は實測完了迄を第一期契約とし完了の上は會社の都合により工事監督技師として引續き第二期契約を爲す事、月俸貳百五拾圓以内とし給料及旅費手當を含有し線路

以外に出張の場合は別に相當旅費を支給する事に協定せり

同年四月四日島原町村湊町創立委員會を同事務所に開催す出席委員は藤本頼慶氏外五名參與員田中郡長、谷崎、原口、寺田の三郡書記にして古賀常務委員は株金拂込締切方法に就き協議の爲め諫早出張の経過を報告し猶株金未拂込整理に關し各町村へ委員及囑託員を出張せしめ督促勧誘する事等を協定せり

同月十七日南北兩郡常務委員會を南高來郡役所に於て開會す出席者は北高部木下、野田兩常務堤書記、參與員鳥合郡書記、南高部古賀常務、參與員田中郡長、原口郡書記にして未拂込未定株は各郡に於て責任を帶ひ整理する事但し長崎分は共同處理の事、創立費決算の上創立委員會の承認を経る事、當座預金を三ヶ月定期預金に振替への事、技師傭聘、器械買入れの件は創立委員會に報告し創立總會の承認を求むる事、重役俸給手當を定むる事、營業開始前配當利率を年五歩とする事、定款變更に關する事、預金利子は既收入のみを決算に掲上する事、延滞日歩返戻の事及發起人會を五月四日創立總會を五月五日に開設する事等の諸件を議定せり

同月十八日南高部創立委員會を同創立事務所に開催す出席委員は山崎啓治氏外十

二名參與員田中郡長、原口郡書記にして創立總會に提出すへき左の諸件を協定せり

一 未拂込株式整理の件

各郡に於て責任を帶ひ其郡に於ける未拂込株は其郡に於て拂込を結了せしむる事但し長崎方面の分は兩郡委員會の成行に任する事

一 創立費用決算の件

審査員として藤本、山崎、長石、本多、鶴殿の五名を挙げ審査の結果異議なく認定せり

一 取締役一名監査役二名増加の件

一 重役給料及手當の件

專務取締役二人一人に付年俸六百圓、取締役五人一人に付年俸百五拾圓、監査役六人一人に付年俸壹百圓

一 總會準備會を五月三日開設の件

一 總會當日出席株主待遇方法の件

其他昨十七日南北兩郡常務委員會に於て協定せる諸件に就き審議決定せり

同月十九日南北兩郡創立委員會を南高來郡役所内に開催す出席委員は北高部木原

賴三氏外八名及參與員島合郡書記南高部植木元太郎氏外十名及參與員田中郡長、原口郡書記にして議案は昨十八日南高創立委員會に於て議決せると同一にして各案とも満場異議なく決定せり

同年五月一日去月植木元太郎氏上京中技師撰定方を鐵道院技監野村龍太郎氏に依頼せしに老練技術家木村懋氏を推薦せられたるにより聘備せるか同氏は去月末來着し本日より技手若山三藏其他工夫と共に諫早停車場附近より實地測量を開始せり

同月二日諫早に於て午前は北高部創立委員會を午後は同發起人會を開催し創立總會に關する打合せの爲め諸般の協議をなせり

八 創立總會

明治四十一年五月三日南高部總會準備會を島原町快光院に於て開催す來會者は創立委員各町村發起人及町村長等六十餘名にして植木常務委員會長席に着き創立事項報告の件、取締役監查役各一名増加の件、重役俸給手當の件、營業開始前利息配當の

件定款變更の件、重役豫選の件に就き協議を爲し結局重役俸給に就ては專務は原案通り普通取締役の年俸百五拾圓を百圓に監查役年俸百圓を七拾圓に削減する事に決し重役豫選は種々協議の結果左の通り決定せり

取締役 多比良村 植木元太郎 島原町 塚島富三郎

深江村 小林武治郎

監查役 島原村 藤本頼慶 加津佐村 相良 鹿間

愛野村 田中平治

同月四日創立總會へ提出すへき問題に付協議の爲め南北兩郡發起人總會を島原町快光院に於て開催す南高部よりは參與員田中郡長、原口郡書記植木外各創立委員及發起人數十名北高部よりは參與員富永郡長發起人總代野田、木下、外數氏來會せり植木氏會長席に着き昨三日南高部總會準備會に於て議決せる諸事項に就き協議を爲し何れも異議なく原案を可決し次に北高部の豫選に係る重役氏名を報告せり即ち左の如し

取締役 木下吉之丞 山崎謙藏 西岡傳三

監査役 大久保富五郎 山口直三郎

次に長崎市に於ける取締役豫選に就ては兩郡創立委員に於て協議の上選出する事とし其結果永見寛二氏を推薦し滿場異議なく決定せり

同月五日島原鐵道株式會社創立總會を島原町快光院に於て開催す來會者參百五拾名委任狀四百餘名株主株式共過半数に達せしを以て植木常務委員會長席に着き開會を令し創立事項を逐次報告し次て創立費決算の件(九千貳百圓技師聘備測量器械買入れの件)取締役一人監査役一人増加の件、重役俸給及手當の件(取締役七人俸給年當千貳百圓、監査役五、營業開始前利息配當の件年五步)定款變更の件等原案を可決し重役選舉は顧問田中岩三郎、富永正喬兩氏の撰拔に係る者を會長の指名にて推薦する事となし即ち野田益晴氏植木氏に代つて會長席に着き左の通り指名せり

取締役 植木元太郎 塚島富三郎 小林武治郎
永見寛二 木下吉之丞 山崎謙藏
西岡傳三
監査役 藤本頼慶 山本直三郎 相良鹿間

田中平治 大久保富五郎

之に依りて會長は右諸氏に就き承諾を求めしに何れも承諾就任せり閉會後直ちに重役互選會を開き協議の結果專務取締役に植木元太郎、木下吉之丞兩氏を推薦せり午後四時より株主一同は靈丘公園の園遊會に臨み非常の盛會を極め午後六時全く散會せり

於是去る明治三十九年六月以來南北高來兩郡の人士か前後幾十回の協議交渉を重ねて熱心盡力せる島原鐵道株式會社は茲に始めて其成立を告ぐるに至れり之を本社創立の第一着歩とす

第二章 創立後の施設

本會社既に設立せるを以て重役會を開き職務規定及土地買収に關する諸件を議定し諸般の事務は着々其歩を進めたり而して發起當時は創立事務所を南北兩郡役所内に設け南高部に兵藤武美、北高部に堤有爲の兩事務員を採用し執務せしか會社設立後は本社を南高來郡島原村千七番地に設置し事務所を島原町に移轉したり

明治四十一年七月二十八日島原町快光院に於て第一回定時株主總會を開き明治四十一年五月五日より同年六月三十日に至る財産目錄、貸借對照表、損益計算書を承認せり

先是本免許申請期限は去る五月十七日なりしか會社創立の諸準備未だ全く整頓せず隨て實地測量着手の遷延を來し到底期限内に申請するの運に至らざりしを以て五月五日附を以て更に六ヶ月間延期の申請を逓信大臣へ提出し同月二十日附を以て其許可を得たり依て五月一日より實地測量に着手し督勵の結果同年八月二日に至り實測を終了し直に製圖及申請書類の調製に着手同年九月二十八日全く完了せるを以て其筋へ左の本免許申請書を提出せり

私設鐵道本免許申請

明治四十年五月十八日附を以て假免許狀御下附相成候長崎縣北高來郡北諫早村官線諫早停車場より南高來郡愛野村を経て同郡島原村に至る鐵道敷設の義今般實測終了仕候に付特別の御詮議を以て至急本免許狀御下附相成度私設鐵道法第拾

條に依り別紙目錄の通り書類圖面相添此段申請仕候也

明治四十一年九月二十八日

長崎縣南高來郡島原村千七番地

島原鐵道株式會社

- 專務取締役 植木元太郎
- 同 木下吉之丞
- 取締役 永見寛二
- 同 塚島富三郎
- 同 山崎謙藏
- 同 西岡傳三
- 同 小林武治郎

逓信大臣男爵後藤新平殿

追 申

官線諫早停車場に於て旅客貨物輸送の聯絡及其設計に關しては目下帝國鐵道
廳へ許可出願中に御座候

(別紙添屬書類略す)

右申請に對し翌明治四十二年三月十九日附を以て内閣總理大臣より左の本免許狀
を下附せられたり

第貳五參號

本 免 許 狀

島 原 鐵 道 株 式 會 社

右申請に係る旅客及貨物運送の用に供する爲め長崎縣肥前國北高來郡北諫早
村より同縣同國南高來郡愛野村を経て同縣同國同郡島原村に至る鐵道の敷設
を免許し本免許狀を下附す

工事竣功期限は會社設立登記の日より滿參個年以内とす

軌道の幅員は將來政府に於て必要と認むる場合に於ては相當の期間を定め成

規の幅員三呎六時に改築せしむへし

明治四十二年三月十九日

内閣總理大臣侯爵 桂

太 郎 印

明治四十一年九月十九日官鐵諫早停車場構内に線路を引込み旅客貨物連絡取扱を
圖る爲め其筋へ許可の申請をなし同年十二月四日附を以て其承認を得たり

同年十月二十一日第二回株金拂込として一株金五圓を來る十一月十五日より同月
三十日迄に拂込むべき旨通知をなしたり

曩に創立委員總代野田益晴、植木元太郎兩氏の名義を以て長崎縣及南北高來兩郡へ
提出したる補給願に對し本期末決算より利息配當を要するを以て特に至急詮議を
請ひ且本願は取締役に於て繼承の儀を同年十一月十二日付を以て左の願書を提出
せり

明治四十年十月十五日付を以て島原鐵道株式會社創立委員總代野田益晴、植木
元太郎より經營困難の事情を具陳し會社設立を告げ第一回拂込を爲したる以
降拾ケ年間壹ケ年に付拂込資本に對し會社配當年六歩に達せざる場合は該不

足額の二分の一（南高來郡へは十二分の五）補給の義請願仕候も未た何分の指令に接せず然るに當社は既に本年五月五日を以て創立總會を終り茲に會社成立仕候處定款第三十三條に依り本年十二月三十一日の決算より利息配當を要し候に付特別の御詮議を以て至急願意御許容被成下度然して創立委員に於て致したる本願は取締役に於て繼承仕候間御聽置被下度此段奉願候也

明治四十一年十一月十二日

南高來郡島原村千七番地

島原鐵道株式會社

專務取締役 植木元太郎

同 木下吉之丞

長崎縣知事荒川義太郎殿
南高來郡長田中岩三郎殿
北高來郡長富永正喬殿

（各 通）

右に對し長崎縣知事よりは翌明治四十二年三月二十六日附南北高來兩郡長よりは
同月二十九日付を以て左の指令書を下附せられたり

長崎縣指令第八三四號

島原鐵道株式會社專務取締役

植木元太郎

木下吉之丞

明治四十一年十一月十二日申請鐵道補助の件

明治四十一年度より向ふ七ヶ年間毎年金壹萬圓補助候條別紙の命令事項を遵守すへし

明治四十二年三月二十六日

長崎縣知事 荒川義太郎印

（別紙命令事項略）

南高來郡指令第八四號

第二章 創立後の施設

島原鐵道株式會社專務取締役

植木元太郎

木下吉之丞

明治四十年十月十八日願鐵道補助の件

明治四十一年度より向ふ六ヶ年間毎年金七千五百圓補助候條別紙の命令事項

を遵守すへし

明治四十二年三月二十九日

南高來郡長 田中岩三郎印

北高來郡指令第六號

島原鐵道株式會社專務取締役

植木元太郎

木下吉之丞

明治四十一年十一月十二日申請鐵道補助の件

明治四十一年度より向六ヶ年間毎年金壹千五百圓補助候條別紙の命令事項を

遵守すへし

明治四十二年三月二十九日

北高來郡長 富永正喬印

(命令事項略す)

先是一面には土地買収に着手し一面には株金拂込の督勵をなし明治四十二年三月二十五日鐵道院へ對し會社設立登記済届及工事着手届を提出せり

同年七月二十三日の臨時株主總會に於ては軌間貳呎六吋を參呎六吋に變更の件線路を島原村より湊町に延長の件工費五萬圓を増額し社債に依り支辨の件及定款變更の件を議定し着々事務の進捗を見るに至れり

工事は諫早より湊新地間に至る線路貳拾六哩貳拾參鎖六拾參節壹分を四工區に分ち第一工區を諫早愛野間第二工區を愛野神代間第三工區を神代大三東間第四工區を大三東湊新地間と定め明治四十三年二月北高來郡會議事堂を借受け本社出張所を設置し同年九月十一日第一工區起工式を諫早に舉げ同年十月一日工事に着手し翌四十四年六月十八日開通式舉行同月二十日より運輸營業を開始せり次て同年十

月二十四日第二工區愛野神代間の工事に著手大正元年九月末日を以て全部の工事を竣成し同年十月十日より營業を開始するに至れり而して第三工區神代大三東間の工事は大正元年八月十五日著手翌二年五月十日營業を開始し第四工區大三東間新地間は大正元年十二月二十五日工事着手翌二年九月廿四日營業を開始せり茲に始めて全線の工を竣へ開通を見るに至れり

全線工事竣工期限は明治四十五年三月二十四日なりしか會社設立以來經濟界不振の爲め金融逼迫の影響は諸般の設備に大打撃を蒙り事業の進行を阻害する事鮮少なからず今其一斑を挙げんに本會社株金拂込の如き第二回拂込以下漸次延滞者を生し容易に整理するの見込なきを以て會社は遂に訴訟を提起するの餘議なくせらるゝに至れり而して事業の進捗と共に會社は益資金の必要を感じ明治四十四年一月十四日の重役會議に於て第五回拂込以下拂込期日を毎年二月八月の二回とし一回一株金五圓宛拂込ましむる事に議定し株主へ通知せしも容易に完了を見る能はざるを以て同年八月十七日付を以て遂に未拂込株主に對し商法の規定に依り同年九月五日限り拂込の催告及右期限内に拂込なき場合は株主たる權利を失ふべき旨の

通知書を發送するの止むなきに至れり然れとも猶期限内に拂込を爲さざるものあるを以て更に其讓渡人に對し同年九月十八日付を以て同月三十日限り拂込を爲すべき旨の催告書を發送し之に依りて拂込を了したる讓渡人員百參拾參人株式總數千九百五拾貳株に達したり然れとも尙期日に拂込を了せざる失權者參拾九人株式壹千參百參拾九株を生したるを以て同年十二月十一日遂に島原區裁判所執達吏の手に依り同裁判所構内に於て競賣手續を執行し其結果競落價格は壹株に付最低參圓最高拾圓四拾參錢にして其得たる總金額は六千貳百七拾八圓に達したり因て該賣得金と延滞日歩及配當金を相殺したる不足額金壹萬壹千六百七圓貳拾壹錢は失權者たる元株主及讓渡人に對し請求中なりしか漸次拂込を爲しつゝ、ありて今猶整理中に屬せり

先是大阪株式仲買商三河亦吉氏は本社株式價格低落の機に乗し之か昂上を圖るの目的を以て明治四十一年一月より四十三年八月に至る期間に於て約三千株を買収したる爲め一般株主の疑惑を生し一時波瀾を湧起せむとするの觀あり然るに鐵道會社は普通の營利會社とは趣きを異にし鐵道は交通機關の發展上地方とは最も重

要の關係を有し殊に縣費及郡費よりも多大の補助を受けつゝある今日に於て發起人中株券を賣却したるもの南高に二十二名北高に七名此株數壹千四百拾四株ありたるは實に遺憾の至りなりしが結局會社對三河間意見疏通して本社取締役を選任せられしも爾來株金の拂込を了せず四十四年十二月十一日株式全部競賣失格者となれり

而して事業の支障は實に是等株金整理に止まらず逐年物價の昂騰は前古未曾有の變調を呈し殆んど底止する所を知らざるの感あり隨つて土地收用上豫想外の經費を要するに至り地主と交渉の苦澁を極め延いて時日の荏苒遷延を來す等政府指定の期限内に竣工するの見込なきを以て明治四十五年一月十一日付を以て竣工期限を更に明治四十六年九月二十四日迄延期せられむ事を内閣總理大臣へ申請し同年二月十七日付を以て許可の指令を得たり

前述の如く經濟界の逆勢は本社經營上至大の影響を及ぼし土地收用費の如き創立當時の豫算額に對し殆んど倍額以上の超過を見るに至り到底當初の計畫を實行する能はず於是愈資本の不足を認め明治四十四年七月五日の臨時株主總會に於て擔保附社債信託法竝に鐵道法に遵據し社債總額四拾萬圓發行の件を附議し滿場異議なく原案の通り可決せり當時專務取締役植木元太郎氏は前後數回上京して甲能順氏丸山繼男氏等の紹介に依り株式會社安田銀行と屢交渉を遂げ其結果安田銀行は社債金總額四拾萬圓竝に之に關する信託事務を引受くることを承諾し次て本契約を締結し翌大正元年八月十九日社債總額四拾萬圓の授受を了したり先是本會社鐵道は明治四十四年二月十六日内閣總理大臣より輕便鐵道法附則に依り自今輕便鐵道法に依るべき旨の指定あり因て營業線に對し國庫補助を受くるの資格を得たるを以て社債完成と併せて爾來事業の基礎を鞏固にし施設の運轉を調節し以て本會社全線開通の竣成を見るに至れり其詳細は以下各章に於て順次記述する所あるへし

第三章 資本及社債補助金

本社は明治三十九年草創の際は資本金參拾萬圓を以て縣道を利用擴張して石油發動機の輕便鐵道を敷設するの計畫なりしか爾後發起人擬議の末設計豫算を六拾貳

萬五千圓として普通鐵道敷設に變更し次て四十年一月十三日の創立委員會に於て六拾五萬圓に増額の事を議決し而して又假免許申請の際政府の注意に基き同年七月六日の南北兩郡創立委員會に於て更に資本金を九拾萬圓に増額し内八拾萬圓を株式壹萬六千株に分ち一株金五拾圓とし拾萬圓を社債とするの件を議決し以て第一回株金拂込を了し四十一年五月五日創立總會を開き始めて會社成立を見るに至り四十二年七月二十三日の臨時株主總會に於て島原村より湊町に至る線路延長の爲め工費を九拾五萬圓に増額せり爾來工事施設の變更と經濟界の變動等に伴ひ四十四年七月五日の臨時株主總會に於て擔保附社債信託法並に鐵道法に據り社債總額四拾萬圓發行の件を議決して急施に應したる等既に前章に於て記述せるか如し次て四十五年七月二十九日第九回株主總會に於て工費九拾五萬圓を更に百拾貳萬圓に増加の件を議決せり今左に資本金及其拂込額を列舉して參考に資する所あらんとす

年度期間	資本金總額	拂込濟金額	未拂込金額
創立の際	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	七二〇,〇〇〇,〇〇〇

年度	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
明治四十一年	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇
明治四十二年	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇
明治四十三年	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇
明治四十四年	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇
明治四十五年	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇
大正元年	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇
大正二年	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇

猶建設費豫算額に對する當時の費目割當を擧ぐれば左の如し

(一) 金九拾萬圓 最初假免許申請の際は六拾五萬圓なりしも政府の注意に基き目

論見書變更により決定せる資本金額にして第一工區より第三工區に至る建設費並豫備費

内

金八拾萬圓 株式總數壹萬六千株壹株金五拾圓

金拾萬圓 社債を以て支辨

(二)金五萬圓 四十二年七月二十三日臨時株主總會に於て増加決定島原村より

湊町に至る延長線に伴ふ湊新地停車場増設建設費

社債を以て支辨

(三)金拾七萬圓 四十五年七月二十九日第九回株主總會に於て増加決定湊海面埋

立及客車貨車の増設並に諸物價騰貴の結果建設費増加

社債を以て支辨

合計金百拾貳萬圓

最近期末に於ける株金の拂込額は金六拾九萬四千五百貳拾圓にして漸次拂込を完了せしむるの豫定なり

社債は八朱利付四拾萬圓にして明治四十四年七月五日臨時株主總會の決議に由り翌四十五年六月十七日東京市日本橋區小舟町三丁目株式會社安田銀行と信託契約

を締結し同月十八日輕便鐵道抵當權設定認可申請書を内閣總理大臣に提出し大正元年八月三日認可を得次て同月十七日輕便鐵道抵當權設定登録を経たり其安田銀行と締結せる信託契約證書の條項左の如し

第一條 社債の總額は金四拾萬圓として乙會社(島原鐵道株式會社)に於て發行し甲會社株式會社安田銀行全部之を引受くるものとす

第二條 各社債の金額は壹百圓券五百圓券壹千圓券の參種とす

第三條 社債の引受價格は券面額壹百圓に付金壹百圓の割合とす

第四條 社債の利子は年八朱とし毎年六月及十二月(各二十五日)の兩度乙會社若くは其指定する場所に於て利札と引換に支拂ふものとす

但元金拂込の節は其月の一日より利息を計算し又償還の節は元金支拂の期日迄日割を以て利子を計算す

第五條 社債償還の方法及期限は社債發行の日より滿壹個年間据置き爾後五ヶ年間に毎年十二月二十五日に金八萬圓宛抽籤の方法に依り償還するものとす

第六條 甲會社は擔保附社債信託法第貳拾五條に依り社債總額を引受け鐵道抵

當權設定登録の上社債券引換に其金額を乙會社に拂渡すべきものとす

第七條 乙會社は本社債に依り得たる金額の内金拾萬圓は社債金受渡と同時に甲會社に定期預金として預け入るべきものとす

前項の定期預金の期間は預入れたる日より起算して滿壹ケ年とす

第八條 前條に掲けたる定期預金の利息は年五朱の割合とす

但預け入れたる月の利息は其月の壹日より起算し拂戻の時は其前日迄日割を以て利子を計算す

第九條 本契約により發行する債券は無記名利札附とし左の事項を掲載すべきものとす

- 一 受託會社委託會社の商號
- 二 社債の總額
- 三 各社債の金額
- 四 社債の利率
- 五 利息支拂の方法及期限

六 社債償還の方法及期限

七 物上擔保附社債なること

八 信託證書の表示

九 債券の番號

十 信託證書に依る債券なることの受託會社の證明

十一 甲會社か乙會社の社債總額を引受けたる事實

十二 社債償還若くは利息支拂の各期日より滿五ケ年を経過したる時は社債償還若くは利息支拂の請求權消滅すること

第十條 乙會社は社債に對する擔保として現に有する鐵道財團の全部に付鐵道抵當法に據り設けたる財團の上に第壹順位の抵當權を設定し甲會社に提供するものとす

前項鐵道財團に屬する線路は左の如し

一 諫早驛より愛野村驛まで七哩五十九鎖十九節

第十一條 乙會社は目下工事中に屬するもの及將來會社の所有に屬する鐵道抵

當法第參條に列記する財産並に營業權及鐵道の保存改良擴張等に關する諸工事並に設備に伴ひ權利を享有したる時は總社債の爲め甲會社に對し増擔保として提供するものとす

第十二條 乙會社は擔保物件が滅失又は毀損若くは其價格を減少し其他目的物に關する權利を失ひたる時は其原因が不可抗力の場合に於ても直ちに相當の擔保物件を追加提供すべきものとす

第十三條 乙會社は當鐵道財團に屬する重なる建造物車輛並に器具機械に付ては火災保險に付すべきものとす

第十四條 乙會社は甲會社の指定したる場合は勿論其他の時と雖も常に善良なる管理者たる義務を有し修繕其他保存上に必要な義務を負擔するものとす

第十五條 乙會社は甲會社に對し毎月營業狀況の報告を翌月十五日迄に毎半季營業報告を翌月末日迄に提出し尙ほ重要なる事件の發生したる場合は其都度之を報告すへし

第十六條 社債か償還期限に至り辨濟せられず又は利息の支拂か遅延したる時

は擔保附社債信託法第八十一條乃至第八十三條の規定及ひ之に關聯する法律規則に従ひ甲會社は抵當權を實行することを得るものとす

第十七條 甲會社か信託事務の必要上抵當物件の検査を爲し其他特別に要したる費用は乙會社の負擔とす

第十八條 本契約の締結抵當權設定社債發行の登記並に債券印刷に要する費用は總て乙會社の負擔とす

第十九條 甲會社は都合に依り本契約の信託事務一切を甲會社指定の會社に承繼せしめ解任することを得るものとす

第二十條 本契約に關する管轄裁判所は東京地方裁判所とす

而して社債元金の償却及利子支拂の財源は左の如し

一元金の償還及未開業線に使用したる社債利子の支拂は縣郡の補助金四萬八千圓未拂込株金貳拾四萬圓を以てし猶其の不足額は増資して之に充つる見込なり

當法第參條に列記する財産並に營業權及鐵道の保存改良擴張等に關する諸工事並に設備に伴ひ權利を享有したる時は總社債の爲め甲會社に對し増擔保として提供するものとす

第十二條 乙會社は擔保物件か滅失又は毀損若くは其價格を減少し其他目的物に關する權利を失ひたる時は其原因か不可抗力の場合に於ても直ちに相當の擔保物件を追加提供すべきものとす

第十三條 乙會社は當鐵道財團に屬する重なる建造物車輛並に器具機械に付ては火災保險に付すべきものとす

第十四條 乙會社は甲會社の指定したる場合は勿論其他の時と雖も常に善良なる管理者たる義務を有し修繕其他保存上に必要な義務を負擔するものとす

第十五條 乙會社は甲會社に對し毎月營業狀況の報告を翌月十五日迄に毎半季營業報告を翌月末日迄に提出し尙ほ重要なる事件の發生したる場合は其都度之を報告すへし

第十六條 社債か償還期限に至り辨濟せられず又は利息の支拂か遅延したる時

は擔保附社債信託法第八十一條乃至第八十三條の規定及ひ之に關聯する法律規則に従ひ甲會社は抵當權を實行することを得るものとす

第十七條 甲會社か信託事務の必要上抵當物件の検査を爲し其他特別に要したる費用は乙會社の負擔とす

第十八條 本契約の締結抵當權設定社債發行の登記並に債券印刷に要する費用は總て乙會社の負擔とす

第十九條 甲會社は都合に依り本契約の信託事務一切を甲會社指定の會社に承繼せしめ解任することを得るものとす

第二十條 本契約に關する管轄裁判所は東京地方裁判所とす

而して社債元金の償却及利子支拂の財源は左の如し

一元金の償還及未開業線に使用したる社債利子の支拂は縣郡の補助金四萬八千圓未拂込株金貳拾四萬圓を以てし猶其の不足額は増資して之に充つる見込みなり

一開業後の利子は營業上の益金を以て支辨するの見込なり
 猶左に社債償還年次表を掲げて参考に資する所あらむとす

社債償還年次表 (利率年八朱)

年次	年	月	日	元全償還額	利子支拂額	合計	年度末現在償額
一	大正元年	一	一	八〇,〇〇〇	一三,四一〇	一三,四一〇	四〇〇,〇〇〇
二	二年	十二	二十五	八〇,〇〇〇	三二,〇〇〇	一一,〇〇〇	三三〇,〇〇〇
三	三年	同	同	八〇,〇〇〇	二五,六〇〇	一〇,五〇〇	二四〇,〇〇〇
四	四年	同	同	八〇,〇〇〇	一九,二〇〇	九,九〇〇	一六〇,〇〇〇
五	五年	同	同	八〇,〇〇〇	一八,〇〇〇	九,二〇〇	一〇〇,〇〇〇
六	六年	同	同	八〇,〇〇〇	一六,三〇〇	八,六〇〇	八〇,〇〇〇
合計				四〇〇,〇〇〇	一〇九,三二〇	五〇,九三二	四〇〇,〇〇〇

(備考)

一元金償還ハ信託契約證書第五條ニヨリ社債發行ノ日即大正元年八月十九日ヨリ滿一ケ年間据置キ爾後五ケ年間ニ毎年十二月二十五日ニ金八萬圓宛抽籤ノ方法ニ依リ償還スルモノトス
 二利子支拂ハ同證書第四條ニヨリ毎年六月及十二月ノ各二十五日ノ兩度ニ支拂フモノトス

トス

三第一年次利子ハ同條第二項ニヨリ八月ヨリ十二月迄ノ五ケ月分第六年次利子ハ三百五十九日間ニ對スル日割計算トス

補助金は長崎縣より七萬圓南高來郡より四萬五千圓北高來郡より九千圓合計金拾貳萬四千圓にして其下附年度期別を示せば左表の如し

年	度	縣	郡	長崎縣	南高來郡	北高來郡	計
明治	四十二年			一五,〇〇〇	七,五〇〇	一五,〇〇〇	九,〇〇〇
				上 半 期	上 半 期	上 半 期	上 半 期
				下 半 期	下 半 期	下 半 期	下 半 期
同	四十三年			五,〇〇〇	三,七五〇	七,五〇〇	九,五〇〇
				上 半 期	上 半 期	上 半 期	上 半 期
				下 半 期	下 半 期	下 半 期	下 半 期
同	四十四年			五,〇〇〇	三,七五〇	七,五〇〇	九,五〇〇
				上 半 期	上 半 期	上 半 期	上 半 期
				下 半 期	下 半 期	下 半 期	下 半 期
同	四十五年			五,〇〇〇	三,七五〇	七,五〇〇	九,五〇〇
				上 半 期	上 半 期	上 半 期	上 半 期
				下 半 期	下 半 期	下 半 期	下 半 期
大	正元			五,〇〇〇	三,七五〇	七,五〇〇	九,五〇〇
				上 半 期	上 半 期	上 半 期	上 半 期
				下 半 期	下 半 期	下 半 期	下 半 期
同	二年			五,〇〇〇	三,七五〇	七,五〇〇	九,五〇〇
				上 半 期	上 半 期	上 半 期	上 半 期
				下 半 期	下 半 期	下 半 期	下 半 期

第三章 資本及社債補助金

六七

計	三年		四年	
	上半期	下半期	上半期	下半期
同	五、〇〇〇〇〇	三、七五〇〇〇	七、〇〇〇〇〇	九、五〇〇〇〇
同	五、〇〇〇〇〇	七、五〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇
合	七、〇〇〇〇〇	四、五〇〇〇〇	九、〇〇〇〇〇	一、四、〇〇〇〇〇

政府補助に關しては明治四十五年一月十七日該申請書を内閣總理大臣へ提出せしに同年七月三日附を以て許可せられたり即ち左の如し
島鐵第四五號

輕便鐵道補助申請書

九州鐵道管理局諫早驛より南高來郡愛野村を経て同郡島原湊に達する當會社の經營する鐵道は昨明治四十四年二月十六日附第一三一號を以て輕便鐵道法に依るべきものと指定相成候に付輕便鐵道補助法に依り御補助被成下度別紙目錄書類添屬此段奉願候也
明治四十五年一月十七日

長崎縣南高來郡島原村千七番地

島原鐵道株式會社

專務取締役 植木元太郎

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

(別紙添屬書類略す)

監第九六八號

島原鐵道株式會社

明治四十五年一月十七日申請輕便鐵道補助の件を許可す仍て左の條件を遵守すへし
明治四十五年七月三日

内閣總理大臣侯爵 西園寺公望 閣

第一條 補助期間は諫早愛野村間に就ては明治四十五年一月一日より同四十九年六月十九日迄愛野村神代町間及神代町湊間に就ては營業開始の日より五箇

年とす

- 第二條 補助區間を分ち又は之を變更せむとするときは認可を受くへし
- 第三條 公共團體其の他の者より補助を受くるときは届出つへし
- 第四條 各區間建設費豫算總額の變更を爲さむとするときは認可を受くへし
- 第五條 建設費に充當すへき借入金金を爲さむとするときは認可を受くへし
- 第六條 賞與金は使用人に對するもの、外之を建設費又は營業費に算入するこ
とを得ず

右に就き政府より下附せらるへき補助金豫算額を表示すれば左の如し

年 度	第一工區	第二工區	第三工區	第四工區	計
大正元年	一六、四八五九二〇	六、五二六八二〇	四、〇五〇一五〇	四、六一〇七五四	二、三、〇、二、七四〇
同 二 年	一三、三〇九〇八八	九、九五五一一〇	四、〇五〇一五〇	四、六一〇七五四	三、一、九、二、五、一〇二
同 三 年	一一、六六〇一六九	六、四〇三二五〇	二、五六四九九一	五、六八五〇九六	二、六、三、一、三、四〇六
同 四 年	一一、五五九〇〇五	六、二九〇八七〇	一、一、四四〇七六	四、四六八七三五	二、三、〇、六、二、六八六
同 五 年	四、一六五三三三	四、〇四八七二〇	—	二、九二七七〇二	一、一、一、四、一、七六五
同 計	五七、一七九三三五	三三、八五三九九〇	七七、五九二二七	一九、〇一八〇一三	一一、七、八、〇、二、五五

同 六 年	同 計
—	六二、八八三〇
—	三三、八五三九九〇
—	七七、五九二二七
—	一九、〇一八〇一三
—	一一、三、五、七、二、六
—	一、九、五、四、五、五、六

(備考) 哩程一工區七哩七分、二工區八哩二分、三工區五哩五分、四工區四哩八分營業開始期一工區
 明治四十四年六月二十日、二工區四十五年七月一日、三工區大正二年三月一日、四工區同二
 年十月一日

右は唯豫算額を掲上したるものにして事實開業したる年月及補助額は第一工區明
 治四十四年六月二十日開業第二工區は大正元年十月十日開業第三工區は大正二年
 五月十日開業にして補助金は四十五年度分第一工區に對し金壹萬四千八百八拾圓
 七拾四錢六厘第二工區に對し金壹千貳百貳拾貳圓六拾錢五厘合計金壹萬六千百參
 圓參拾五錢壹厘を受領したり而して第一工區は明治四十四年六月二十日開業せる
 も當該年度の補助は補助指令前にて削減四十五年度より之を受けたり

第四章 線 路

本會社創立の際は全線を三工區に分ち諫早愛野間を第一工區とし愛野神代間を第
 二工區とし神代島原間を第三工區として設計し第一工區より漸次工事に著手した

りしか爾後神代大三東間を第三工區とし大三東湊新地間を第四工區として設計を變更せり而して種々の困難障害は時に隨て發生し線路の變更工事の延期等當初豫期せし如くなる能はざるものありて經營頗る苦心を極めたり左に當時土地收用に關する係争事件の梗概を摘記して参考に資する所あらむとす

一山下淵線路變更の件

本社は始め第一工區中本明川山下淵上流河身の一部を改修し線路を淵の西南に敷くの設計を立て將に工事に著手せむとするに當り諫早村北諫早村より故障の申立を爲し縣當局よりも妥協を勧められしを以て數回交渉を重ねしも成立せず明治四十二年十一月に至り遂に線路變更の止むなきに至り四十三年一月十六日天祐寺中手線に變更する事に決定せり右に付工事期間に於て半ヶ年餘を遷延し工費金額に於て貳萬餘圓の増加を來し本社は實に非常の損害を蒙れり

二天祐寺及寺田正顯外貳人所有土地收用の件

第一工區北高來郡北諫早村外四ヶ町村内の鐵道用地買收に就ては北高部重役

は勿論用地係野中素一氏郡書記烏合幸徳氏等盡す所あり大部分終了を告げしに天祐寺寺田正顯執行倫八勝谷新作等所有土地は示談調はず明治四十三年九月を以て遂に本縣へ收用審査會を申請する事となり同年十二月に至り審査會の判決を受け四十五年七月には始審の判決を受け天祐寺執行倫八勝谷新作の分は和解終局せしも唯寺田正顯分のみ大正元年十二月に至り控訴の判決を受け漸く全部終了を告ぐるを得たり

三大三東船舶避難所の件

本件に關し本社は線路變更を其筋へ出願せしに南高來郡長の取扱にて船舶避難所川筋設備費として金七百圓を會社より提供することに協定し大正元年八月八日右線路變更願を取消し解決せり

四大三東停車場位置に關する件

本件の起りたるは東空閑境の松川船舶避難所事件解決後に屬し其の以前用地買收協定進行中大正元年八月初旬に至り停車場位置問題に關し大字三の澤に於ける地主の意嚮俄かに一變し既定停車場位置を變更するにあらされは用地

の買収に應せざる氣勢を示し其間重役は勿論用地係及深江東三郎、植木猛丸、村里貞範、金森直言等の諸氏十數回地主及委員間に交渉を重ねしも遂に不調に歸し同年十月十二日に至り最後の談判として大三東村肥後屋に於て地主及委員と會見熟議せしも更に讓歩の餘地なく遂に交渉不調に了り大正二年一月十日土地物件收用審査會の申請書を本縣知事に提出後郡長代理者谷崎氏及神代、多比良、三會、杉谷の各村長且金森直言氏等其間に斡旋せられ同月二十八日會社要求價格を以て買収するを得たり依て同年二月七日付を以て右收用審査會の取消を縣知事に提出せり

五 住吉山拂下に關する件

本山林拂下は湊停車場敷地として大正元年十月十五日付を以て價格貳百拾五圓五錢を以て拂下願書を熊本大林區署長に提出したるに同年十一月二十三日島原小林區署長より右拂下價格に付召喚を受けたるに代價六百五拾圓にあらざれば拂下の詮議成り難きにより價格訂正願書を提出すへき旨の注意を受けたり依て同月二十五日付を以て右願書を直接熊本大林區署長に提出したるに

更に拂下の詮議なし依て屢々至急拂下られむことを要請すと雖も何等の事なかりしか聴く處によれば湊町長は港灣改良上必要ありとし右山林の拂下競願の結果大林區署よりは更に吏員を派遣して實地の調査を遂くると同時に一面各方面に涉り現時湊町に於ける土地賣買價格を精査する所あり其の結果價格を貳千四拾貳圓以上に引上げされは到底拂下けの詮議出來すとのことなりしを以て右價格低下に付き大林區署長との間に交渉する處ありしも絶対に拒絶せられたるを以て行政訴訟提起の等なりしも工事速成期なるにより已むを得ず大正二年一月十六日付を以て遂に價格を貳千四拾貳圓に訂正し同年四月四日其拂下を得るに至れり

六 湊埋築地の件

本埋築願に關し湊町一部の關係漁民より故障を唱へたるを以て本縣知事は雙方の主張を融和讓歩せしめん爲め大正元年十二月十八日縣廳へ招集して雙方會見の末圓滿に解決せり

以上數項は本社線路敷設上非常の障礙を受けたる主なる紛糾事件にして工事期遅

延の原因亦茲に存せり而して此間本社重役は終始之か臨機施設に苦心し技術員を督勵して遂に今日の竣功を見るに至れり今左に各工區間の開業年月日及哩數を掲げて線路開業の順序を示さむとす

年	度	區	間	哩	數	運輸開始年月日
明治四十四年	上半年	第一工區	本諫早野	六哩八分		明治四十四年六月二十日
同	下半年	第二工區	官諫早野	〇哩九分		明治四十四年八月二十一日
大正元年	下半年	第三工區	神代野	八哩二分		大正元年十月十日
同	上半年	第三工區	大東	五哩三分		大正二年五月十日
同	下半年	第四工區	大新地	五哩一分		大正二年九月二十四日

猶線路の狀況に就き少しく其概要を述へむに我か島原鐵道線路は長崎縣北高來郡北諫早村官線諫早驛に起り左折して諫早村城山を貫通するに延長百五拾六呎の隧道を築設し諫早村に本諫早驛を設け其附近人家所在地を通過し小野村の平地に出で金比羅山麓に小野村驛を設け夫れより縣道に沿ふて同村を過ぎ森山驛を置き尙平地を進み右折して備後崎を越へ半徑貳拾鎖の曲線を以て左轉す兩郡の境界をな

す有明川は全線中の最大橋梁にして延長百四拾貳呎の鐵橋を架設して渡り南高來郡愛野村に島原及小濱地方に通する縣道分岐點に努めて線路を接近せしめ愛野村驛を設置したり

是より以東は吾妻温泉の山脈遠く連續し丘陵起伏山脚海に迫る所ありて通過容易ならず愛野村驛より海岸に向ひ山田村阿母崎斷崖の下に出で海岸に沿ひて右折し海を避け丘陵を開鑿し迂回して再び海岸を過ぎ船津に至り山田村驛を設け守山村を経て古部村地内に入り地勢漸く狹隘山脚を切り或は海中岸壁を築き埋立施工をなして僅かに通するを得たり

古部驛を埋立地に設け伊福村を過ぎ島川を渡り人家に接し西郷驛を置き進んで神代川を渡り縣道人家の南側に神代町驛を設け同驛より左折右轉し土黒村の展開せる田野を横斷し多比良町の海岸を通過し埋立地に多比良町驛を置き湯江村江川鐵橋を渡り高地を越ゆるに緩勾配を以て昇り最急六十六分の一の勾配を用ひ下降して海岸に至り大三東驛を設く是より三會杉谷を経て島原に至る區間大工事なきも丘陵を開鑿し或は溪谷を埋め橋梁を架設し通過して島原村に至り宮の町を横斷し

片町に島原驛を設け大手地先を埋立て鐵橋を架設し音無川の橋梁を渡り靈丘公園前を経て湊町に達し埋立地に湊新地驛を設置す全線延長貳拾六哩貳拾參鎖六拾參節壹分とす

左に第一工區より第四工區に至る全線路中直線曲線勾配及橋梁溝橋等の個數延長を各工區別を以て示さん

第一工區北諫早村愛野村間線路延長七哩六拾四鎖拾九節四分にして此間直線延長五哩貳拾八鎖七拾六節五分曲線の個數拾五ヶ所此延長貳哩參拾五鎖四拾貳節九分勾配の個數貳拾貳ヶ所此延長參哩五拾五鎖貳拾八節九分橋梁五ヶ所延長貳百八拾四呎溝橋參拾七ヶ所隧道壹ヶ所延長百五拾六呎明治四十三年十月一日工事着手本諫早愛野村間は四十四年六月三日竣工諫早本諫早間は同年八月二日竣工せり此建設費決算額は四拾萬九千九百拾五圓四拾四錢九厘なり

第二工區愛野村神代町間線路延長八哩拾六鎖拾參節五分にして此間直線延長四哩參拾七鎖拾六節參分曲線の個數四拾ヶ所延長參哩五拾八鎖九拾七節貳分勾配の個數四拾五ヶ所延長參哩七拾貳鎖八拾貳節七分橋梁貳拾壹ヶ所延長九百貳拾參呎溝

橋九ヶ所明治四十四年十月二十四日愛野山田間の工事に着手四十五年五月三十一日竣工明治四十五年一月十五日山田神代間の工事に着手大正元年九月二十五日竣工せり此建設費決算額は貳拾七萬九千四百拾壹圓〇〇九厘なり

第三工區神代町大三東間線路延長五哩參拾五鎖拾八節七分此間直線參哩參拾九鎖拾八節貳分曲線の個數拾六ヶ所延長壹哩七拾六鎖零節五分勾配の個數貳拾七ヶ所延長參哩五拾貳鎖拾八節貳分橋梁の個數拾ヶ所延長四百六拾六呎溝橋四ヶ所大正元年八月十五日工事に着手同貳年壹月參拾壹日竣工せり此建設費決算額は拾七萬八千九百貳拾貳圓〇六錢六厘なり

第四工區大三東湊新地間線路延長四哩六拾八鎖拾壹節五分にして此間直線延長參哩七拾壹鎖參拾九節壹分曲線の個數拾六ヶ所延長七拾六鎖七拾貳節四分勾配の個數貳拾貳ヶ所延長參哩四拾九鎖七拾節橋梁個數拾五ヶ所延長四百參拾五呎溝橋四ヶ所大正元年十二月二十五日着手同二年九月十日竣工せり此建設費豫算額は貳拾五萬貳千八百八圓七拾壹錢壹厘なり

橋梁の種類は石造、木造の二種とし全線五拾壹ヶ所此延長貳千八百八呎に及び溝橋は

開渠暗渠の二種とし此個數五拾四ヶ所なりとす

砂利の種類は川砂利を用ひ線路壹哩平均百五拾立坪を撒布せり

枕木の種類は栗材を使用し厚さ四吋半、幅八吋八分の參、長さ七呎にして參拾呎軌條

一本に對し第一工區は拾參挺、第二工區愛野山田間は拾貳挺、山田神代間は拾壹挺、第

三工區神代多比良間は拾壹挺、多比良大三東間は拾四挺、第四工區は拾四挺を使用せ

り

軌條は四拾封度及五拾封度の二種にして明治四十三年一月二十七日五拾封度拾哩

拾五鎖を翌四十四年八月三十一日同種五哩を鐵道院より拂下けを受け大正元年十

二月一日四拾封度拾哩を東京高田商會より購入せり今各工區間の使用別を擧ぐれ

は左の如し

第一工區	本諫早 愛野村間	一碼重量	五拾封度	平底工字形	英カメル社製
第二工區	愛野村 神代町間	同	五拾封度	同	獨ユニオン社製
第三工區	神代町 多比良間	同	五拾封度	同	獨ユニオン社製
第三工區	多比良 大三東間	同	四拾封度	同	米カーネギー社製

第四工區 大三東
淡新地間

同 同 四拾封度 同

米カーネギー社製

同 同

同 同 四拾五封度 同

枝光製鐵所製

以上述ぶるが如く始めて全線の竣工開通を見るに至りしも猶線路の建築保存等に就ては爾來漸次改善を要すへきは勿論なりと雖も其完全を期するは固より一朝一夕の業にあらず業務の趨勢に應し隨時機を見て施設せざる可らざるなり

第五章 車輛

機關車は明治四十四年四月一日四輪聯結タンク機關車五輛を鐵道院より拂下げを受け使用せり今其内譯を示せば左の如し

大正二年上半期末現在

機關車表

種	類	車	數	每車總重量	働輪負荷重量
タンク	四輪聯結	四輪車	一輛	二三、一噸	一七、三噸

第五章 車輛

島原鐵道		タンクエンジン四輪車		計		一七、〇	
同	四輪	一	二、三	五	二、三	一七、一	
合	計	一	二、三	五	二、三	一七、一	

客車は合計拾六輛にして明治四十四年三月十五日四輪一、三合造車一輛、四輪二、三合造車二輛、四輪三等車三輛、四輪三等緩急合造車二輛、四輪制動機村三等車二輛を鐵道院より拂下げを受け大正二年五月七日四輪二、三合造車一輛、四輪三等車五輛を同院より拂下げを受けて使用せり其内譯を舉ぐれば左の如し

大正二年上半期末現在

客車表

種類	定員			輛數	定員總數			車體間尺	
	一等	二等	三等		計	縱	横		
四輪一、三合造車	一六人			一輛	一六			二、七	七、三
四輪二、三合造車		一六人		一輛		一六		二、七	七、三
四輪三等車			一六人	三		四八	一六	二、七	七、三
計				四	一六	六四	一六	二、七	七、三

種類	定員			輛數	定員總數			車體間尺	
	一等	二等	三等		計	縱	横		
同上				四〇				二、七	六、八
四輪三等緩急合造車			二四	二			二四	二、七	七、三
四輪制動機付三等車			三八	二			七六	二、七	七、三
計				一六	二六	四八	五〇八	二、七	七、三

貨車は合計拾七輛にして明治四十四年四月十七日無蓋貨車四枚側五噸積七輛を鐵道院より拂下げを受け翌四十五年四月三十日有蓋貨車七噸積五輛、同緩急車六噸積二輛、無蓋貨車三枚側七噸積三輛を東京天野七三郎より購入して使用せり其内譯左の如し

大正二年上半期末現在

貨車表

種類	顏	輛數	積載量	
			容積	重量
有蓋貨車	貨物車七噸積 緩急車六噸積	五輛	三五噸	三五噸
計		二	一二	一二

第五章 車 輛

無蓋貨車
四枚側五噸積
三枚側七噸積

計 一七三七

一〇三

一〇三

尙機關車、列車、貨車數を年度別に列記して其増加の一斑を示さむ

年	度		機	關	車	客	車	貨	車
	上	下							
明治四十四年	上	二六、四〇一	一	一	一	一	一	一	一
明治四十五年	上	二六、三九二	一	一	一	一	一	一	一
大正元年	上	二六、三九二	一	一	一	一	一	一	一
同 二年	上	二六、三九二	一	一	一	一	一	一	一
同 二年	下	二六、三九二	一	一	一	一	一	一	一

左に機關車、列車、車輛の走行哩程を表示して參考に資する所あらむとす

年	度	科	目	機關車走行哩程		列車走行哩程		車輛走行哩程	
				營業	建築	旅客	混合	旅客	混合
明治四十四年	上	七三七	七三七	二〇、一六三〇	四六〇	一七、一〇〇	八二	二、七五八	二、七五八
明治四十四年	下	七三七	七三七	二〇、一六三〇	四六〇	一七、一〇〇	八二	二、七五八	二、七五八
明治四十五年	上	七三七	七三七	二〇、一六三〇	四六〇	一七、一〇〇	八二	二、七五八	二、七五八
明治四十五年	下	七三七	七三七	二〇、一六三〇	四六〇	一七、一〇〇	八二	二、七五八	二、七五八

次に走行哩程と密接の關係を有する石炭油脂の消費額を示せば左の如し

年	度	石		炭		油		脂	
		數	量	代	價	數	量	代	價
大正元年	上	二六、四〇一	二六、四〇一	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二
大正元年	下	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二
同 二年	上	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二
同 二年	下	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二

年	度	石		炭		油		脂	
		數	量	代	價	數	量	代	價
明治四十四年	上	二六、四〇一	二六、四〇一	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二
明治四十四年	下	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二
同 四十五年	上	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二
同 四十五年	下	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二
大正元年	上	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二
大正元年	下	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二
同 二年	上	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二
同 二年	下	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二	二六、三九二

第六章 營業

本社の營業は運輸開始の日猶淺く是を以て全局の營業狀態を推測するは少しく妥當を缺くの嫌なきにあらす然れとも開業以來逐年旅客貨物の運輸漸次増加しつゝ

あるは争ふへからざる事實にして左に營業開始即ち明治四十四年上半期末より大正二年上半期末に至る貳ケ年十一日間の狀況を概説して營業の一斑を示さむとす明治四十四年上半期の營業線は第一工區本諫早愛野間六哩八分にして六月二十日始めて運輸營業を開き同月三十日に至る營業日數纔かに十一日間恰かも梅雨季節に入り農家の最も多忙なる插秧季に際したるを以て一般に人出少なりしは已むを得ざる事なりとす當期運輸収入は乗客賃金貳百六拾四圓四拾貳錢、貨物賃金貳圓九拾七錢、雜收入金拾四錢、合計貳百六拾七圓五拾參錢にして一日平均収入額貳拾四圓參拾貳錢、一日一哩平均參圓五拾七錢六厘なり

同四十四年下半期の營業線は第一工區線の内官線諫早驛本諫早間〇哩九分の聯絡工事竣工したるを以て八月二十一日より前期營業線と合せて七哩七分の運輸營業を開始せり本期は避暑の時季に當り内外人の小濱或は温泉へ赴く浴客多く爲めに臨時列車を増發せしむるの好況を呈し漸次客數の増加を見るに至れり貨物運輸も農産物の集散期に入り七月の賃金七拾圓四拾六錢より十二月の賃金百參拾參圓七拾六錢に進み約倍加の好況を見るに至れり之れ從來運輸交通の不便なりしか爲め

停滞しつゝ、ありし貨物は汽車便を利用するに至れる結果にして今後益々増加するは更に疑を容れざる所なり本期營業日數は百八十四日間にして運輸収入は乗客賃金七千百六拾四圓六拾七錢、貨物賃金四百六拾參圓八拾六錢、雜收入八百五拾四圓九拾壹錢合計金八千四百八拾參圓四拾四錢にして一日平均収入額四拾六圓拾錢五厘、一日一哩平均五圓九拾八錢七厘なり

同四十五年上半期の營業線は前期と同しく七哩七分にして旅客貨物の數漸次増加の傾向を見るに足るへし即ち當期間の初季は陽春の好季節に屬し旅客の往來頻繁を加へ學生團體乗車の如き頗る好況を呈するに至れり貨物運輸も貨車貸切扱等倍々増加し來り慥かに鐵道利便の快速にして安全なるを周知せるに因るものとす當期の營業日數は百八十二日間にして運輸収入は乗客賃金八千九百八拾貳圓八錢、貨物賃金七百參拾八圓貳拾五錢、雜收入金參百拾貳圓五拾八錢五厘合計金壹萬參拾貳圓九拾壹錢五厘にして一日平均収入額五拾五圓拾貳錢五厘、一日一哩平均七圓拾五錢九厘なり

大正元年下半期の營業線は第二工區愛野神代間八哩二分竣工せるを以て十月十日

より前期營業線を合せて十五哩九分の運輸營業を開始せり本期に於ては更に旅客貨物の數倍に増加せるを見るに足るへし即ち當期營業日數は百八十四日間にして乗客賃金壹萬貳千六百七拾四圓七拾八錢五厘、貨物賃金壹千五百五拾參圓八拾貳錢雜收入金貳千七百七拾貳圓貳拾七錢八厘、合計金壹萬七千圓八拾八錢參厘にして一日平均收入額九拾貳圓參拾九錢六厘、一日一哩平均五圓七拾七錢四厘なり之を前期に比すれば一日平均額に於て參拾七圓貳拾七錢壹厘の増加を示し一日一哩平均額に於て壹圓參拾八錢五厘の減少を呈したるも畢竟新線路延長に基因し且つ其營業開始期間の短少なるに由るものにして實際に於ては線路延長に伴ひ旅客貨物とも倍加増加しつゝあるを見るへし

大正二年上半期の營業線は第三工區神代大三東間五哩三分竣工せるを以て五月十日より前期營業線を合せて貳拾壹哩二分の運輸營業を開始せり本期營業日數は百八十一日間にして乗客賃金貳萬參圓七拾六錢、貨物賃金貳千四百七拾六圓五錢、雜收入金五千九百貳圓八拾六錢、合計金貳萬八千參百八拾貳圓六拾七錢にして一日平均收入額百五拾六圓八拾壹錢、一日一哩平均七圓參拾九錢七厘なり之を前期に比すれ

は一日平均額に於て六拾四圓四拾壹錢四厘、一日一哩平均額に於て壹圓六拾貳錢參厘の増加を示し乗客及貨物共新線路延長に伴ひ倍々増加しつゝあるを見るへし今之を表示すれば左の如し

年	度	乗客數	貨物噸數	乗客賃金	貨物賃金	雜收入	合計	一日平均	一日一哩平均
明治四十四年	上半期	二,四一八	一一	二六四,四二〇	二,九七〇	一四〇	二六七,五三〇	二四,三二〇	三五七,六
	下半期	六三,四〇七	五六三	七,一六四,六七〇	四六三,八六〇	八五四,九一〇	八,四八三,四四〇	四六,一〇五	五,九八七
同四十五年	上半期	八七,五六五	一九八	八,九八二,〇八〇	七三三,二五〇	三二,五八五	一〇,〇三二,九一五	五五,一二五	七,一五九
	下半期	一〇九,六二一	三,九四六	一三,六七四,七八五	一,五五三,八二〇	二,七七二,二七八	一七,〇〇〇,八八三	九二,三九六	五,七七四
大正元年	上半期	一四一,四四四	五,二七二	二〇,〇〇三,七六〇	二,四七六,〇五〇	五,九〇二,八六〇	二八,三八二,六七〇	一五六,八一〇	七,三九七
	下半期								

右表を仔細に點檢すれば乗客貨物數量及其賃金雜收入に於て年々長足の進歩を示しつゝあるを見るに足るへし、而して目下全線工事竣成せるを以て今後に於ける運輸力は更に一層確實なる進歩を見るべきは本社の堅く信じて疑はざる所なり

第七章 收支

本社が明治四十四年六月初めて第一工區本諫早愛野間を開業せし際は収入極めて少なく前途の經營に就き世人をして頗る危惧の念を懐かしめたりしか爾來官線諫早驛の連絡成り次て第二工區愛野神代間及第三工區神代大三東間の營業を開始するに及び旅客貨物の交通運輸は慥かに鐵道利便の安全快速なるを周知し來り漸次輸送力を増加し隨て本社も益々好況を呈するに至り半期間の収入は開業當時の貳千七百五拾四圓餘より最近期末の貳萬八千參百八拾貳圓餘に達したり猶第四工區大三東湊新地間の營業開始するに及は、對岸肥薩線の海路連絡をして愈密邇するに至らしめ一層旅客貨物の増加を誘致するは蓋し豫測するに難からざるへし

支出に於ては線路の延長に伴ひ線路保存費運輸營業費汽車費諸税金等多額の費用を要し逐年諸物價勞銀の騰貴せるに隨ひ自然經費の膨脹を免かれず即ち開業當時の支出七百七拾參圓餘より最近期末の金貳萬八千參百貳拾六圓餘に及ひたり今左表に照らして支出の状況を見るに一高一低あり四十四年下半期には多額の經費を要し収入百圓に對し百拾圓餘を支出したるは全く線路延長に伴ふ線路保存費汽車

費運輸費等に於て非常の増加をなしたるに基因せるものなり然れとも之れ一時の現象に過ぎずして本社之常態にあらず所謂建設時代に屬するを以て諸般の設備に於て多額の經費を要するは亦已むを得ざる事なりとす而して四十五年上半期及大正元年下半期は収入百圓に對する經費の割合漸次遞下せしも大正二年上半期に至り營業費の膨脹に伴ひ再び其割合を昂せり要するに全線開通の今日以後に於て諸般の施設全く整頓するに至らば始めて支出の平均確定を得べきものなりとす左に各年度收支利益金收支の割合營業一日一哩に對する收支益金及配當率を掲げて其状態の一斑を示さむ

年 度	營業平均		營業收入	營業費	利益金	收入百圓に對する		營業一日一哩平均	配當率
	均哩數	均哩數				收入	支出		
明治四十四年	六八	二、七五四〇三五	七、七三二、七七一	一、九八〇、二六四	二八	四、三六八、一八	一〇、三四二、六四七	—	
同 四十五年	七、七	二、二七〇、二五	七、四三二、七九〇	—	九二	九、四九七、一〇、四五三	—	—	
大正元年	一一、三	一、七〇〇、八八三	二、八六三、七一五	△一六、一一、三九〇	七五	八、一七六、六一八六	一、九八九	一株二付	
同 二年	一七、四	一、三二八、三六七	二、八三三、三九四	△一六、〇五八、五六〇	九九	九、〇一二	八、九九四	七拾錢	

(備考) △印ハ政府補助金ニシテ營業一日一哩平均ニハ之ヲ算入セス又營業收入ニハ運輸收入ニ雜收入諸利子ヲ加ヘタルモノトス

右表の如く開業以來三期間は全く無配當なりしも第四期に至つて政府の補助金壹萬六千百拾壹圓參拾五錢を得て之を加算し漸く壹株に付拾四錢の配當を爲すを得たり第五期に至りては同補助金壹萬六千五拾八圓五拾六錢を得て之を加算し壹株に付七拾錢の配當を爲すを得たり右は固より一部線路の營業に就き直に損益を計算するは其當を得ず之を全線營業開始以後の成績に俟たさるへからさるは勿論の事なりと雖も要するに本社は將來益々旅客貨物の誘發を企畫すると同時に一面經費の節約を圖り以て配當率をして愈々増加の域に達せしめむことを努めさるへからさるなり

第八章 起工式並に開通式

一起工式

明治四十三年九月十一日北高來郡諫早新宮境内に於て島原鐵道株式會社の起工式を舉行す境内は本明川に臨み風光秀絶の地にして式場の入口には起工式の扁額を掲げし綠門を設けて國旗を交叉し中央には竿頭高く各種の彩旗を縦横に吊し裝飾を施せり斯くて定刻となり號砲高く轟くや來賓一同式場なる拜殿前に參集す其數實に五百有餘名と註せられき亮々たる奏樂の間神官は恭しく祝詞を讀みて地神に鎮めの安固を祈り玉串を捧げて潔歟潔鋤の穢をなすや先づ植木專務取締役は祠堂に上りて禮拜をなし次に來賓總代として秦本縣事務官禮拜をなし了つて植木專務取締役は左の式辭を朗讀せり

閣下並諸君本日島原鐵道起工式舉行に際し各位の御臨場を辱ふせるは當會社の深く光榮とする所なり

夫れ交通機關の發達か人文の啓發又は産業の振興に至大の關係を有するは夙に經世家の認識する所なり我か南北高來兩郡の如き一度九州鐵道の圏外に置かれしより諫早驛に於て僅に本土との連絡を通するの外面積參拾五方里人口貳拾四萬を有する我か地方は宛然裏通りの觀ありて漸次世の進運に遠さかり

動もすれば活潑々地の生存競争場裡より除外せられんとす是れ豈兩郡有志の
永く忍ふべき所ならんや

惟ふに我が兩郡は環境山水名勝に富み海陸の生産亦乏しからず小濱温泉の名
夙に内外に喧傳せられ不知火の奇既に人口に膾炙する所肥筑の沃野は一葦帶
水を以て名邑鑛區歷々前岸指顧の間に在り此の天然の形勝を利用して更に交
通機關の人工的補綴を加ふるは管に兩郡發展の爲め緊要の施設たるのみなら
ず本縣々治上亦裨益する所決して尠少ならざるを信す是れ實に今日に於て島
原鐵道敷設の因て起る所以なり

當會社は此の如く周圍の形勢と時運の要求とに依り主として南北高來兩郡有
志の間に主唱せられ長崎市有志の同情を得て明治三十九年十月創立事務所を
島原及諫早の二ヶ所に設置し着々事業經營の歩武を進め同四十年五月假免狀
を受け同四十一年五月創立總會を開き同四十二年三月本免狀を下附せられ明
治四十一年度より向ふ七ヶ年間長崎縣費を以て毎年壹萬圓補助の特典を與へ
られ尋て亦南高來郡費を以て七千五百圓北高來郡費を以て壹千五百圓孰れも

同年度より六ヶ年間毎年補助を與へられ同四十三年一月工事施行の認可を經
全線延長貳拾六哩貳拾四鎖貳拾參節資本總額九拾五萬圓を以て成立せり

本鐵道は諫早驛に於て長崎線に接続し愛野驛に於て小濱温泉に接近し島原湊
町に於て汽船に依り鹿兒島線に接続し口の津、天草、三角、長洲、大牟田等の各港亦
常に船舶連絡の便あり就中長崎市とは密接の關係を有し將來同驛に於ける旅
客の發着貨物の集散等活目して見るべく尙本線路開通の爲め著しく兩肥を接
近聯結するの結果運輸交通上一大變化を與ふるは勿論一朝有事の日に於て其
利便固より贅言を要せず特に第二期豫定小濱線開通の曉は長崎其他各地方と
の交通上更に一新生面を開くに至らんこと期して待つへし

從來我が地方に於ける鐵道建設の計畫は蓋し一再にして止まらず然かも多く
は未だ緒に着くに至らずして挫折せしもの創業經營の至難を想はしむるもの
なきにあらず本鐵道の如き亦創設に際し經濟界の趨勢其他多少行程の障礙と
なりしものなきにあらずしも本縣並南北高來兩郡の補助縣郡當局の監督大
方の同情は公益事業の大局を擁護し諸般の施設着々進行して茲に本日をとし

て起工の典を擧ぐるこゝなれり冀くは社員一同奮勵努力必す全線開通の日を期して各位の誠意に酬ゆる所あらん聊か所懐を述べて式辭とす

明治四十三年九月十一日

島原鐵道株式會社

專務取締役勳四等 植木元太郎

次に秦本縣事務官は知事代理として左の祝辭を朗讀したり

人文の發達と産業の隆興とは交通機關の整頓に俟つ所大なり島原鐵道が茲に起工式を擧ぐるに至りたるは本官の深く欣ぶ所なり庶幾くは當局諸氏の熱誠と地方有志諸君の後援とに依り速に其工を完ふし經營亦宜しきに適ひ以て公益を増進し人文の發達と産業の隆興とに益するあらん事を聊か希望を述べて以て祝す

明治四十三年九月十一日

長崎縣知事代理

長崎縣事務官從五位勳五等 秦

豊助

其他九州鐵道管理局長藤田虎力氏(曾山技師代讀)田中南高來郡長及び永野北高來郡長の祝辭あり各地方よりの祝電亦多數にて書記之を披露し終つて式を閉ちたり之より先き木村技師長は神官三名と共に隧道開鑿豫定地なる城山々上に登り先つ神官の祝詞及び清稔ありて技師長か揚ぐる新鍬の憂然たる一聲は實に明治三十九年以來五星霜幾多の難關を排して成立せる我が島原鐵道の起工の聲なりしなり斯くて一同は池邊の各種摸擬店にて園遊を恣にし更に樂隊の吹奏する間立食場に入り各充分の歡樂を極めたり餘興には素人相撲浮立手踊等ありてさしもに廣き境内立錐の餘地なきまで觀客を以て充たされ其般賑なる光景は到底名狀すへからず薄暮和氣藹々として一同散會せり

二 第一工區開通式

明治四十四年六月十八日島原鐵道株式會社愛野村驛に於て第一工區開通式を舉行す式場は同驛構内の内庭にして入口には宏大なる綠門を設けて國旗を交叉し少し離れし構外には竿頭高く國旗を翻へし四方に彩旗を吊して一層の景氣を添へ六間

に十五間の式場は全部テントを蔽ふて外部を紅白の幕にて飾りたり當日は夜來の雲霽れて朝天麗かに光を放ち晴天なりしかは早朝より各方面の來賓續々來集し豫定の時刻には諸賓を迎ふべく汽車を運轉せしめたり斯くて定刻となるや一發の煙花發揚あり之れを合圖に來賓一同式場に參集し取締役大久保富五郎氏は植木專務取締役代理として左の式辭を朗讀したり

本社鐵道線路第一工區建設工を竣へ本日をも以て本諫早愛野兩驛間運輸開通の式典を擧ぐ思ふに去る明治三十九年本社創設以來既に五星霜既往の經路を追想すれば内外多少の起伏なきにあらず特に第一工區は豫定線路中難工事多く夫の有明川の鐵橋架設と城山隧道の開鑿とは新田地盤修築の困難と相待つて工事の進捗を妨げしもの尠なからさりしも技師長以下従業員の協心戮力に依り南北高來兩郡連鎖の第一步を完成し茲に營業を開始するに至るは本社の深く欣慶とする所なり幸に汽笛一聲人文の啓發を促し産業の振興を奨め以て我が地方の福利を増進し普く江湖の贊襄に酬ゆることを得は本社の光榮何ものか之に如かん以て式辭とす

明治四十四年六月十八日

島原鐵道株式會社

專務取締役 植木元太郎代理

取締役 大久保富五郎

次に木村技師長は左の工事報告をなしたり

當社線第一工區諫早愛野間諫早驛官線聯絡工事を除く敷設工事は明治四十三年十月着手し本月初旬に至り竣工せり(但し第三工區に於て着手したる工事報告を省略す)本區間の距離は七哩六十五鎖にして全線延長の約三分四厘弱に相當す而して其施設したる工事の主要なるもの左の如し△用地四萬七千三百五坪△土工一萬五千九百八十八坪△橋梁四ヶ所延長二百六十尺△溝橋四十七ヶ所△隧道一ヶ所延長百四十尺△停車場建坪三百四十八坪△工費金參拾七萬貳千九百拾七圓餘此一哩平均四萬七千七百參拾九圓也

本工事の施設に當り尤も困難を感じたるは諫早附近以外の線路なりとす即ち該地所は地質頗る軟弱なるか故に土工は水田の干燥時季を撰み加ふるに安全

なる工法によりて築造の進捗を計り以て完全に築堤せり亦橋渠溝梁等基礎工の施設は總て長大なる抗打及ひコンクリートを以て築工したり其尤も甚しきものにありては地下百十尺の深きに達し漸く固定せり之れ等建造物は已に十有餘日建築列車を運轉したるも毫も異状を呈したる所なし
右本日開通式に臨み報告すること斯くの如し

明治四十四年六月十八日

島原鐵道株式會社

主任技術者從六位 木

村 懋

次に犬塚本縣知事代理として秦事務官は左の祝辭を朗讀したり

島原鐵道株式會社第一工區完了し茲に開通の式を擧ぐるに至りたるは本官の深く欣ぶ所にして當事者諸氏の熱心經營の勞誠に多とすへし望むらくは諸氏益々奮勵し速に全線の工を竣へ交通の利便を完備し以て地方の開發に資せんことを聊か希望を述べ以て祝す

明治四十四年六月十八日

長崎縣知事正四位勳三等 犬塚 勝 太郎

次に田中南高來郡長は左の祝辭を朗讀せり

島原鐵道第一工區工事竣成を告げ茲に本日をして以て開通式を舉行せらる之れ吾人の尙ほ早きに及んで見んことを期待したる所なり而して今や始めて其希望を充たすを得たり欣喜何そ之に加へん惟ふに從來尤も不快と不便と將た危険とを感じたる島原諫早間の交通運輸は爾後一部分に於て之れを減する事を得地方の開發上一步の速度を加へたるものと謂ふべく地方のため寔に慶賀に堪へざるなり然りと雖とも第一工區の哩數は僅かに全線の三分の一弱に過ぎず今日以後第二第三工區の工事を完成し豫定の目的を達するには尙ほ時日を要すると同時に又或は幾多の困難に遭遇するなきを保すへからず希くは當局者前日に幾倍するの忍耐と奮勵とを以て事に當り以て全線の開通の速成を期し吾人の豫望に辜負するなからんことを聊か希望を述べて祝辭に代ふ

明治四十四年六月十八日

南高來郡長正六位勳五等 田 中 岩 三 郎

次に今村第二十三旅團長、西島陸軍中將、藤田九州鐵道管理局長、佐々野本縣會議長、永野北南高郡長及び其他來賓の祝辭ありて書記は各地方より寄贈の祝電を披露し終つて式を閉したり夫より宴會場にて立食の饗應あり音樂隊の囀曉たる聲聞ゆる所盛んに祝盃は交換され滿場頗る賑はしき裡に側面の餘興場は開始せられ先づ諫早藝妓の手踊を眞先きに續いて多比良湊町藝妓の凝りたる趣向の手踊あり次に島原町藝妓連の開通式に因める踊あり終て愛野藝妓の手踊及び佐賀森峰吉一座の踊ありしか藝妓連は何れも紅葉を散らせし揃の浴衣に本社の記事を現はせし帯を結び赤前垂に赤襷にて酒間を幹旋し來賓一同充分の歡を盡せり其他素人相撲、浮立等ありて一層賑はしく場内は立錐の餘地なきまで觀客を以て充され其雜沓名狀すへからず頗る盛會なりき斯くて來賓一同は線路を見物せんものと美裝せし諫早行汽車に搭乘すれば汽笛一聲と共に音樂隊は勇壯に吹奏し汽車は轆轤として進行するにそ構外の群集は一同舉手して萬歳を絶叫し車内の人々亦之に和して萬歳を唱へ森山、小野、本諫早の三驛を経て諫早驛に着し少憩の後更に引返して愛野村驛に歸着せしか汽車の各驛に着する毎に萬歳の聲を聞かざるなく實に未曾有の盛況を見たり

三 第二工區開通式

大正元年十月四日島原鐵道株式會社神代驛構内に於て第二工區開通式を舉行す秋の空は高く澄み渡りて氣自ら清し定刻となるや號砲を合圖に開式植木專務取締役は除るに壇上に進みて左の式辭を朗讀せり

本社第二工區鐵道線路工を竣へ茲に試運轉の式を擧ぐるに際し縣知事閣下を始め各貴紳の臨場を仰くは本社の深く光榮とする所なり惟ふに本日を以て開通する所の愛野、神代兩驛間は線路八哩餘にして此工費實に參拾萬餘圓を要せり本社鐵道營業線路自今約十六哩に延長し第一期豫定線路中約三分の二の開通を見るに至れり是れ當局の懇篤なる指導と有志諸彦の深厚なる賛襄との賜にして本社の深く感謝する所なり今や本社は輕便鐵道補助法に依り劈頭國庫より利子補給の特典を受け又社債四拾萬圓も既に成立現金の授受を了して資金を充實せり爾後益々奮勵して速に全線を貫通し以て我か地方人文の發達と産業の振興とに資し誓て大方の期待に辜負せざらんことを期す聊か蕪辭を述

へて式辭とす

大正元年十月四日

島原鐵道株式會社

專務取締役 植木元太郎

次に木村技師長の工事報告あり代つて安藤本縣知事壇上に進み交通機關完備の緊要なる所以を述へ本鐵道の開通を祝して壇を下れり之れに次ぎ各來賓の祝辭及び演說等あり宴に移り午後五時閉會せるか當日の來賓は安藤本縣知事の外手塚本縣警察部長、本庄島栖運輸事務所長、田邊南高來郡長、田中西彼杵郡長、九州鐵道諫早驛長、吉村島原警察署長、岡村諫早警察署長、其他沿道各村長及び新聞社員各有志等百餘名にして頗る盛況を見たり

四 第三工區開通式

大正二年五月八日島原鐵道株式會社大三東驛構内に於て第三工區開通式を舉行す豫定の如く午後一時式を開き植木專務取締役の式辭本縣知事代理岡田内務部長の

祝辭演說林北高來郡長の祝辭朗讀ありて式を終り來賓一同へは宴會場なる大三東村長宅に於て折詰の饗應ありて散會せるか來賓には岡田本縣知事代理、栗原本縣會議長、田中西彼杵郡長、林北高來郡長、寺田南高來郡長代理、吉村警察署長、其他沿道各村長並に新聞社員各有志等百餘名にして實に盛況なりき

五 全通式

大正二年九月二十八日南高來郡島原村靈丘公園に於て島原鐵道株式會社の全線開通式を舉行す式場は同園内競馬場の東北隅有明海を望みたる廣濶の勝地にして巾七間長二十間の假屋を設け入口には綠門を裝飾し四圍は幔幕を打廻はし場の内外は國旗を交叉せり正午三發の煙火を打揚ると共に取締役山崎謙藏氏開會の辭を述べ次て君が代の合唱あり木村技師長は起つて左の工事報告を爲せり

本鐵道を設計するに當り最初全線を三工區に分ちたれと後第三工區を分割し第四工區となし明治四十三年九月十一日諫早に於て起工式を舉行し同十月一日工事に着手し各工區竣工するに隨ひ順次營業を開始せり即ち

第一工區諫早愛野間七哩六十四鎖を明治四十四年六月二十日に第二工區愛野神代間八哩十六鎖を大正元年十月十日に第三工區神代大三東間五哩三十五鎖を大正二年五月十日に第四工區大三東湊新地間四哩六十八鎖を大正二年九月二十四日に營業を開始し全通せり

本線延長は二十六哩二十三鎖六十三節なり其最急勾配は六十六分の一にして曲線の最小半徑は十五鎖其延長は線路全長に對し二割八分に當れり建設費總額百拾貳萬圓にして每一哩四萬貳千七百參拾八圓を要せり今施行したる主要工事の數量を示せば盛土五萬五千參百參拾坪切取貳萬參千參百參拾參坪橋梁四十八個所此延長貳千八百八呎溝橋五拾貳個所隧道壹個所其長百五拾六呎石垣八千九百貳拾五坪杭木貳千五百五拾八本其延長實に四萬四千九百拾六呎にして停車場を設置する事拾貳個所に及へり工事は概して平易なりしと雖とも諫早より愛野に至る約六哩間の工事は地盤軟弱なる爲め之か成效には多大の注意を要せり其最も甚たしきに至りては橋梁の基礎杭を打下けたるに接續延長地下百拾呎に達して所定の支保力を得たる状態なるを以て其他築堤沈下に對

しても亦適宜防禦方法を講し施行せしと雖とも尙布設後の結果如何を疑はしめたり然れとも二個年餘を経過したる今日に至りても此等築造物に何等異狀を呈せざるは其施行法の適合したるものなりとす愛野より湊新地終點に至る區間の地質は比較的良好なりしも温泉の山脚海に迫る處地勢頗る狹隘なるが故に開鑿或は埋没し以て起伏を均齊ならしめ線路を通過せしむ本鐵道の終點に當れる湊新地驛は適當なる敷地なきを以て港内の一部を埋立て該驛を設置したり同所は潮汐干満の差十六呎に達し之か爲め埋築及び橋梁工事施設上に蒙りたる障礙尠からさりしも漸く豫定の進捗を見るに至れり埋立石垣千貳百坪埋立土坪壹萬八千貳百坪餘の竣功を遂げ一部の未成工事を殘し本月十九日を以て最終工區の布設を完了し爰に無事全通するを得たり依て謹て工事の概要を報告す

大正二年九月二十八日

島原鐵道株式會社技師長從六位 木

村

懋

右終つて植木專務取締役は左の式辭を朗讀せり

維時大正二年九月二十八日島原鐵道全通式舉行に際し朝野貴紳の臨場を辱ふせるは本社之深く光榮とする所なり

憶ふに今を去ること二十年前有明鐵道の主唱ありし以來我か地方交通機關の不備を感ずるところより屢々半島沿岸の鐵道敷設を唱道するものなきにあらざりしも遂に之を實現するに至らず荏苒歲月を經過せるは我か地方人士の齊しく遺憾とせし所なり本社は曩に時運の要求に依り創立し爾來六星霜其間幾多の迂餘曲折を経て茲に全線を開通するに至れり

本鐵道全線延長二十六哩二十三鎖六十三節六分にして其工費額實に壹百拾貳萬圓に上る蓋し我か地方に於ける空前の大事業たるを失はず隨て本社鐵道企畫以來風浪波瀾時に前程の險艱を思はしめたるものなきにあらざると雖も幸に縣郡補助並に國庫補助の特典は本社存立信用の保障となり縣郡當局の懇切なる監督は常に事業經營の指針となり又堅實なる株主の衷情は終始本社の血脈となりて着々事業を進捗せしめ終に本社鐵道經營をして今日あらしめ茲に聊か我か地方人士積年の期待に副ふることを得たるは本社の深く欣慶して衷心

感謝の意を表する所なり本鐵道は諫早に於て僅に院線に接続するのみにして未だ以て九州大幹線との連絡密接ならずと雖も環境天然の形勢は本鐵道に依り紹介せらるゝは勿論益々筑豊肥薩の聯絡を接近せしめ産業並に運輸交通の發達日を期して待つべく依て以て我か地方人士の福利を増進することを得は本社積年の苦衷又必ずしも徒爾ならざるなり

本社鐵道線路建設工を竣へ幸に本日をして全線開通の舉を見るに至るも本社唯僅に創業の第一歩を進めたるのみにして將來諸般の施設更に一層の奮勵努力を要すへきもの尠なからず冀くは大方の諸彦更に倍舊の眷顧を垂れ本社をして長しなへに國運の發展に資するの機關たらしめられんことを

島原鐵道株式會社

專務取締役勳四等 植木元太郎

之に次て來賓李家本縣知事は左の祝辭を朗讀せり

人文の發達は交通機關の整備に俟たざる可らず交通機關の整備は鐵道を敷設するより大なるはなし吾か島諫地方の有志夙に茲に見る所あり曩に島原鐵道

敷設の企畫を立て明治四十二年三月工を起し大正二年九月其の功を竣ふ資を投すること百有餘萬洵に偉業と謂ふへし而かも百事能く整頓し毫も蹉跌なく着々工程を進め今日開通の式を擧ぐるに至れるもの畢竟當事者諸君の經營處理宜しきに由るものにして本官の深く嘆賞する所なり自今沿道の便利之に因りて増し地方の福利之に因りて進み國家會社に貢獻する所殆んど測り知られざるものあらん切に希望す地方の人士孜孜事に當り汲々業を勵み以て利用厚生の實を擧げ鐵道敷設の目的を達せられんことを一言以て祝辭とす

長崎縣知事從四位勳二等 李家 隆 介

次に小平九鐵管理局運輸課長は長尾管理局長の祝辭を代讀せられたり左の如し
島原鐵道豫定の工を竣る延長貳拾有六哩島諫兩地の連接茲に全く成れり半島の交通關係は蓋し之より漸く其面目を革めんか維雲仙の蹠踞する所沃野千里の大觀なきも丘隴悉く放牧に適ひ林麓鋤して耕耘す可く千々石の海有明の洋魚族無盡歟乃絶ゆる時なし若夫溫秀雲仙の山に至りては聲名夙に天下に普く遊杖此に到るもの比年其多きを加ふ私に惟ふ半島は由來何の便に依りてか其

需求を圖り其の客行を送迎したるか四面環らすに水を以てして海運而も甚自由ならず廣袤洵に貳萬五千頃此間一條の鐵路を見る一峽直に西に通すと雖も杳として孤島の憾ありき然るに今日此鐵道の全通を見る將是昨日の孤島に架するに一大陸橋を以てしたるものは即半島の前途に一新曙光を見たるものにて將來會社の經營の宜しきを得ると相俟ちて地方の發展將に期すへきなり全通祝賀の盛典に臨み一言以て祝辭とす

九州鐵道管理局長從四位勳三等 長 尾 半 平

次に小野南高來郡長は左の祝詞を朗讀せり

我か島原鐵道工成り本日をも以て全通式を舉行するは寔に欣快に堪へざるなり抑も本郡は地積貳拾七平方里人口實に貳拾八萬を算し海陸の生産亦尠からず之を以て運輸交通機關の整備を待つこと久し今此の完成を見る將來本郡の發展に資する所大なるを信す茲に本日の盛典を祝し併せて島原鐵道會社の隆盛を祈る

長崎縣南高來郡長從七位勳六等 小 野 七 五 三 藏

其他林北高來郡長、栗原本縣々會議員、原本郡々會議員總代の祝辭朗讀あり又各地より寄贈の祝辭は頗る多數にて其主なるは秋田縣知事秦豐助、永田本縣典獄、東京安田善次郎、神戸丸山繼男、新橋工場長松野千勝諸氏にして悉く式場にて代讀し式を閉ちたり夫より式場内にて立食の饗應あり宴酣にして本縣代議士則元由庸氏は來賓を代表して謝辭を陳へ同氏の發聲にて島原鐵道株式會社の萬歳を三唱し來賓一同之に和し次て園遊會に移りしか來賓は三々伍々國旗と球燈とを以て滿山を彩色せる樹々の間を漫步し隨意隨處にビール、茶、汁粉、蕎麥、天浮羅等の飲食店に入り十二分の歡樂を極めたり此間各町村の催に係る先踊、樂隊、劍舞、武者行列、蛇踊、假裝行列、蛸踊、人形踊、模擬汽車、四十七士行列、藝妓手踊、サ、ラ踊、浮立、驅打等各種の餘興は順次園遊會場附近に來りて演せられ遠近町村より當日の盛況を見物せむとて群集せる數萬の老弱男女は丘上丘下殆んど立錐の地なく歡喜熱狂の態實に名狀すへからず斯くて午後五時に至り和氣藹々の裡に散會せり

午後五時よりは來賓李家知事、小平九鐵運輸課長各代議士縣會議員等六十餘名を橋口平野屋に招待して更に宴を開き會社よりは植木專務以下重役一同出席し植木專

務の挨拶に次て李家知事の謝辭あり主客歡を盡して八時散會せり

此の全通式を好機として小野本郡長の發起により島原協賛會を組織し本郡生産品紹介の目的を以て郡役所内に陳列場を設け郡内各町村より蒐集せる生産品千貳百餘點を陳列して二十八、二十九日兩日間公衆の觀覽に供せり品目の主なるものは清酒、醬油、酢、素麵、文且、漬、蜂蜜、梨、苹果、竹籠、陶器類、農産品、織物、蠶繭、生絲、水産物、家畜類にして階上には書畫、骨董、刀劍、古器物等を陳列し考古の資料に供せり兩日の入場觀覽者實に數萬に上り非常の盛況にて無事閉會を告げたり

其他全通式へ參列の爲め來島せし九州各縣新聞記者招待會、長崎銀行家招待會等各所に舉行せられ三町村中殊に縣道筋各町は青竹を街路の兩側に建て電燈、球燈、彩花國旗を點綴し美麗なる裝飾を施し各種の餘興踊は各町を練り歩き見物の群集數萬に上り三日三夜雜還紛擾實に我か島原に於ける曠古未曾有の一大盛事と謂ふへかりし

第九章 結論

本會社は去る明治三十九年六月始めて鐵道敷設の議を一決せし以來實に七年有餘の歲月を経て茲に鐵道全線延長貳拾六哩貳拾參鎖六十三節壹分の建設を完了せり願ふに本社創立の前後より今日に至る經營畫策の困難一にして足らず竊に既往の事歴を追想すれば轉た無量の感慨なき能はず然るに今や百難を排して茲に全線の開通を見るに至りしは一に重役諸氏か多年本社の中樞として堅忍不拔終始一貫の誠意を披瀝せられ又株主各位か常に堅實なる思想を以て衷情を寄與し或は熱誠の餘瀝を濺いて役員を刺戟せられたるに因るは言を俟たすと雖も抑も又縣郡當局の懇篤なる監督指導に負ふ所大なるものなくんはあらず實に本縣に於ては荒川、犬塚、安藤、李家の四知事及秦、岡田の兩内務部長を始め南高に於ける田中、田邊、小野、北高に於ける富永、永野、林の各郡長の如き督勵誘導本社をして能く今日あらしめたるの治蹟は本社の永く欽仰する所なり尙ほ工學博士原口要氏か郷土の爲め我社顧問の地位にありて社業を啓發誘掖せらるゝ所極めて多く就中車輛軌條の選擇購入に際し同博士の斡旋に依り我社の享有せる利便頗る大なるものあり尙本社の色彩として記すべきものは由來一地方の私設會社にして能く一縣二郡の補助を得るか如きに

至つては未だ曾て他に其類例を見ざりし所にして實に我國地方自治發達低度の今日に在りて行政上一新起源を開拓したるものと謂ふへし且夫れ明治四十五年一月我社より政府の利子補給申請に對しては政府は同年七月を以て許可せられ尙其利子補給は同年一月に遡りて起算するの特典を與へられしか如き亦我社か格外の幸とする所なり夫の社債成立に就ては多少の非議なきにあらざりしも當時金融界の趨勢は偏陬なる一地方の未成鐵道に對して容易く資本家を以て鉅萬の投資を許さざるものあり假令投資を諾するも有力なる銀行の保證若くは鉅額の手數料を要するにあらざれば事容易に行はれず然り而して是等は一見低利の觀あるも結局一割以上の高利に歸着し到底我社の堪ふる所にあらず然るに安田銀行は保證若くは手數料を要せずして當時の相當利率を以て進んで鉅額の資金を放下せるは我社の大に多とする所にして特に現金取引の際は社債券未だ發行せられざるに係らず一片の假證を以て能く四拾萬圓の授受を了したりしか如き同銀行の好意に負ふ所尠なからず我社か創立以來種々の障礙に遭遇せるに係はらず終始此の如く特殊の便宜色彩を享有して着々事業を進捗せしめ以て今日に至れるは實に望外の幸なり

今や本會社線路は起點諫早驛に於て院線に連絡して長崎及佐賀、福岡、門司に直通し終點湊新地驛に於て汽船により對岸肥薩線に接続し更に口之津、天草、三角、長洲、大牟田の各港とは四時定期船の連絡あり交通の利便決して曩日の比にあらず更に軍事上より見れば長崎の要塞、大村の旅團、佐世保の軍港并に熊本、久留米の師團に對する連鎖として國家有用の機關たるを失はず翻て我か南北高來兩郡の形勝を按ずれば土壤肥沃にして農產物、家畜、蠶絲、織物等の生産額は夙に各郡に於て一頭地を抜けるあり秀靈なる溫泉嶽は半島の天空を摩して屹立し雷に四季の風光絶佳なるのみならず山腹に於ける初夏は躑躅、晚秋の紅葉は實に天下の美觀なり尙溫泉及小濱の靈泉は遊浴に適地として内外人に知られ近海不知火の奇勝は夙に人口に膾炙する所なり殊に島原諫早に於ける山紫水明の勝地環境幾多の舊蹟等車窓を點綴して旅客をして迎送に違あらずらしむる蓋し我か島原鐵道の完成と共に今後益々生産の増加を來し來往旅客の頻繁を見るに至るは日を期して待つべく他日小濱線の開通縣營溫泉公園并に同公園より島原市街に至る車道等相尋て竣成し彼此相呼應するに至らば本社鐵道と相俟つて南北高來兩郡の殷盛を促進し仍て以て吾人の福利を増

進せんこと蓋し豫想の外にあるを疑はず本社は鐵道線路の全通に依り既に第一段の創業期を經過せるも自今内は努めて營業費を節約し株金社債の整理を行ひ以て會社の基礎をして倍々鞏固ならしめ外は旅客貨物運送取扱に留意し益我社の信用を厚ふし以て利益の増進を圖る等更に我社營業の主眼に向つて着々改善を加へざるへからず若し夫れ人文の啓發産業の發達等今後歲月を追つて愈顯著なるに至らば本會社創立の趣旨茲に始めて酬いられたりと謂つべきなり

島原鐵道株式會社重役表

年	度	取	縮	役	監	查	役
明治	四十年	同	同	同	同	同	同
明治	四十一年	同	同	同	同	同	同
明治	四十二年	同	同	同	同	同	同
明治	四十三年	同	同	同	同	同	同
明治	四十四年	同	同	同	同	同	同
明治	四十五年	同	同	同	同	同	同
大正	元年	同	同	同	同	同	同
二年	上半年	同	同	同	同	同	同
二年	下半年	同	同	同	同	同	同

(備考) 監查役山口直三郎氏ハ明治四十一年十一月十日死亡セリ
 取締役三河亦吉氏ハ明治四十四年九月六日株主タル權利ヲ失ヒタルニヨリ同月十八日
 抹消ノ登記ヲ爲シタリ

島原鐵道株式會社重役表

島原鐵道株式會社發起人表

南高來郡

島原町	塚島富三郎	清水作兵衛	初島深三	山崎啓治	本田倭一郎
	大澤博	塚島吉三郎	片山廣吉	宮崎東一	澤井恒治
	堀田亮造	中島金兵衛	柳田十一郎	大町猪三郎	野田和七
	平野好太郎	中山文樹	古賀憲治郎	木村治三郎	松下勝太郎
湊町	山本久衛	菅又八	渡邊儀三郎	上田定藏	松下覺太郎
	生田忠三郎	長石安治郎			
島原村	吉富禎次郎	下田兼三	藤本頼慶	下田敏鎌	中島政敬
	吉田定治	宮崎政十郎			
三會村	岩淺イ子	田浦長藏	石川定平治		
大三東村	石尾幸次郎	加藤龜吉	金子惣衛	早稻田禮藏	早稻田良三
湯江村	森謙治	宇土豊太			

多比良村	寺田半次郎	松尾貞明	植木元太郎	松本甚藏	松本九八郎
	太田治十郎	植木喜傳治	村里貞範	甲斐徳三郎	
土黒村	鵜殿幾太郎	梅津美都藏	牧瀬貞觀		
神代村	片岡小十郎	今村八郎	谷喜馬太	青木金二	深江東三郎
	母里柳庵	中島一作			
西郷村	蘆塚利市	吉田良八	酒井八十八	酒井金市	酒井兵治
	久保田繁雄				
伊福村	林田藤藏				
古部村	平田秀一				
守山村	品川幸四郎	島田平衛	白山蕃一		
山田村	吉田安治	荒木勘十郎	藤田好左右		
愛野村	田中行雄	田中平治	松尾治太	深浦巍一	
千々石村	本多綱臣	城臺良治			
小濱村	本多親宗	木村龜十			

島原鐵道株式會社發起人表

加津佐村 相良 鹿間
 口之津村 南 彦七郎 松尾長太郎
 南有馬村 北村 總族
 北有馬村 中村 隼太 八木 武八 高木 孫市
 西有家村 本多 重一
 東有家村 長池 類治 山田 半十郎
 布津村 山下 保八郎
 深江村 小林 武治郎 岩永 岩男
 安中村 小鉢 竹壽 大場 卯左治

北高來郡

諫早町 野田 益晴 山田 種治 宮田 利喜太 溝口 格一 鶴川 文一
 森山村 貝田 藤四郎 山崎 謙藏
 小野村 木下 吉之丞 田崎 松一郎 木下 四郎一 西岡 傳三 西山 長吉

小野村 野中 素一 野田 龍三郎 蘆塚 良平 牟田 伊平 喜多智 八郎
 諫早村 蘆塚 龜三郎 林田 嘉一 木原 頼三 早田 和七
 吉賀村 鍛塚 卯三郎
 田結村 大久保 富五郎
 江ノ浦村 松原 保吉 山越 善三
 小栗村 西原 サキ 貞包 寂英
 本野村 山口 直三郎
 長田村 古川 壽一郎 中村 長八郎 吉谷 慶一郎 橋本 綱 野中 熊七
 荒木 平三 田崎 謙貞
 深海村 勝良 百太郎 森 愛太郎
 湯江村 本田 繁作
 小長井村 佐藤 覺 田川 九郎助
 西彼杵郡 近藤 政廣
 長崎市 鹽谷 熊男 田中 直三郎 松尾 豐太郎 荒木 清 品川 與次郎

同 四十四年九月二十九日	同 年十二月十日	同 年十二月二十日	同 年九月十六日	同 四十五年二月二十日	大 正元年九月二日	同 年十月一日	同 年同月八日	同	明 治四十四年七月二十二日	大 正元年十月三十日	同 年十二月十日	同 年十月一日	大 正二年一月六日	同 年七月二十九日	同 年九月二日	同 年三月三十一日	明 治四十四年九月
			大 正二年七月二十九日			大 正二年七月二十四日病死		大 正元年十月九日									大 正元年八月二十八日病死
機 關 手	書 記 手	技 術 手	出 札 貨 物 係	驛 書 長 記	驛 書 長 記	書 記 補	同 書 記	同 書 記	同 書 記	車 掌 記	技 術 手 囑 托	驛 手 囑 托	雇 員 長	雇 員 長	技 術 手	雇 員 手	
富 永 高 一	原 口 五 郎	江 頭 又 一	木 下 健 二	東 田 健 太	柴 田 萬 藏	出 町 良 藏	村 山 鎮 平	日 高 萬 次 郎	林 厚 次	中 北 真 雄	蘆 田 一 雄	浦 上 孫 市	馬 場 三 次	緒 方 榮 作	西 牟 田 範 治	向 山 勘 五 郎	坂 本 政 龜

本鐵道史ハ創立當初ヨリ全通迄ノ間ニ於ケル總テノ經緯ヲ網羅シテ編纂シタルモノナレハ全通ト同時ニ發刊ノ筈ナリシモ題辭其他ノ都合ニ因リ荏苒遷延シタルモノニシテ全通當時ト發刊ノ今日トノ收支ヲ比較セハ如何ニ昂上シツ、アルヲ知ルニ足ラン乎

此發刊ニ際シ社長植木元太郎氏ハ社債借換ノ爲メ在京中ナルヲ以テ幸ヒ携帶中ノ最近三回分ノ收支計算書ヲ表示シテ參考ニ資スル所アラントス

收 入 表

科 目	年 度	大正四年度下半年	大正五年度上半年	大正五年度下半年
客 車 收 入		四〇、九〇九、六一五	四〇、四四四、四三〇	四七、六四五、三二〇
貨 車 收 入		七、五五二、五一〇	六、七四八、五六〇	九、五七九、一四〇
雜 收 入		一、七二九、二四五	二、八八六、四六〇	一、八五七、二九〇
合 計		五〇、一九一、三七〇	五〇、〇七九、四五〇	五九、〇八一、七五〇

收 入 表

科目	年度	大正四年度下半年	大正五年度上半年	大正五年度下半年
線路保存費		九,三五四,四三五	六,九三三,三二〇	一〇,六四三,四九二
汽車費		一一,五七八,三三八	九,六一四,一五二	一一,八一四,六四六
運輸費		九,四二六,〇八五	八,一八九,四四六	七,八九七,五五九
總係費		四,一八二,〇四二	一,六〇二,七二三	一,八六八,〇七三
諸稅及負擔		三,五五三,七一五	一,五八六,八六〇	二,七三二,〇一〇
建設營業關聯費分擔額		六,六二四,四六七	三,二七三,三九二	三,一〇四,九二七
合計		四四,七一九,〇八二	三一,一九八,八七三	三八,〇五〇,七〇七

大正六年七月廿七日印刷
大正六年七月三十日發行

非賣品

島原鐵道株式會社編纂

印刷者 野村宗十郎
東京市京橋區築地三丁目十一番地

印刷所 東京市京橋區築地二丁目十七番地
株式會社東京築地活版製造所

327
1005

終